# ミュージアムにおけるパブリックドメイン 作品の公開に関する調査研究: デジタルアーカイブを事例として

筑波大学 図書館情報メディア研究科 2017年3月 西川 開

## 目次

1章 はじめに	1
1.1 研究背景	1
1.2 研究目的	1
1.3 先行研究・本研究の位置付け	2
1.4 研究内容・構成	3
2章 調査結果(日本)	5
2.1 調査対象・方法	5
2.2 調査結果	5
2.2.1 東京国立博物館	5
2.2.2 奈良国立博物館	12
2.2.3 京都国立博物館	17
2.2.4 九州国立博物館	20
3章 調査結果 (オランダ、EU)	24
3.1 調査対象・方法	24
3.2 調査結果	24
3.2.1 Rijksmuseum(アムステルダム国立美術館)	24
3.2.2 Europeana	28
4章 考察	35
4.1 パブリックドメイン作品の公開状況	35
4.1.1 「パブリックドメイン」に関する法的検討	36
4.1.2 「著作権過当保護(copyright overreaching)」の 4 類型	38
4.1.3 ポリシーの比較検討	40
4.2 「囲い込み」の要因	44
4.2.1 職業倫理的要因	44
4.2.2 <b>经</b> 溶•经堂的要因	45

引用・参考文献	60
謝辞	59
5章 おわりに	58
4.4.2 提言	56
4.4.1 日本におけるデジタルアーカイブの連携構想	54
4.4 今後の動向	54
4.3.3 「オープン化」の意義・効果	50
4.3.2 Rijksstudio の成立過程	49
4.3.1 Europeana の成立過程	48
4.3 「オープン化」の論理	48
4.2.4 寄贈者・寄託者との関係	47
4.2.3 プレゼンスの確保	46

#### 1章 はじめに

#### 1.1 研究背景

"The Public Domain is the material from which society derives knowledge and fashions new cultural works.

Having a healthy and thriving Public Domain is essential to the social and economic well-being of society."

これは、Europeana が 2010 年に策定した『パブリックドメイン憲章(The Europeana Public Domain Charter)』中の一文である。Europeana とは、2008 年に誕生した、欧州全域のミュージアムを始めとする文化機関を統合するデジタルアーカイブであり、2017 年現在約 3,500 機関から 5,400 万点ほどの文化資源に関するデータを収集・公開している。Europeana はパブリックドメイン憲章において、パブリックドメイン作品は社会的および経済的発展のために不可欠な資源であることを再確認するとともに、著作権による保護期間が満了した作品はパブリックドメインに属すること、パブリックドメインである原作品をデジタル化した場合はそのデータもパブリックドメインであること、パブリックドメインであるにと、パブリックドメインであるにと、といった原則を策定している。

Europeana が本憲章を公開した背景には、パブリックドメイン作品を含めた文化資源全般の「囲い込み」が急速に進展しつつあるという議論が存在する。Boyle (2003) は、16世紀および 18 世紀の英国で起きた農地の囲い込み運動(the first enclosure movement, Enclosure)を援用して、現代においては文化資源を対象とする囲い込み運動が行われていることを指摘している<sup>2</sup>。

一方で、Europeana の成立は文化資源の「オープン化」を指向する運動の一つであると言える。さらに、Europeana をモデルとする大規模なデジタルアーカイブが米国やオーストラリアなど各地に誕生しつつあり、我が国においても国立国会図書館サーチを核とした大規模かつ統合型のデジタルアーカイブの構築が構想されている。いわば、現在はデジタルアーカイブを一つの焦点として、文化資源の「囲い込み」と「オープン化」という対極的な動向の対立が鮮明化していると言える。

#### 1.2 研究目的

本研究は、デジタルアーカイブを中心事例として、ミュージアムにおけるパブリックドメイン作品の公開状況を明らかにすることを目的とする。

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> "The Europeana Public Domain Charter". Europeana Professional.

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> Boyle, James. The Second Enclosure Movement and the Construction of the Public Domain. Law and Contemporary Problems. 2003, vol. 66, no. 2, p. 33-74.

特にミュージアムを対象とするのは、ミュージアムは歴史的に数多くの文化資源を収集・保存し続けており、社会におけるパブリックドメイン作品の主要な担い手であると言えるためである。さらに、ミュージアムは原作品のみならず当該作品の画像等による複製物をも作成・蓄積しており、Europeanaの様な統合型デジタルアーカイブにおいてもデータ提供者として重要な位置を占めている。

デジタルアーカイブに焦点を当てるのは、現在のデジタル社会においてデジタルアーカイブはパブリックドメイン作品含む文化資源全般の流通のための主要な窓口であると考えられるためである。現代では多くのパブリックドメイン作品は画像等のデータとして存在する。そして、我々ユーザーはこれを利用することで新たな知識・文化を再生産している。

一方で、後述するように、ミュージアムには自館が所持するコレクションやデータをオープンな形式で公開することを忌避する傾向があるとの指摘もなされており、パブリックドメイン作品の自由な利活用を妨げる一因であるという批判も存在する。さらに、我が国の場合は、ミュージアムとパブリックドメインとの関係に言及する研究そのものが少なく、実際にどの程度パブリックドメイン作品が公開されているのか、また、これを囲い込む様な傾向が実際に認められるのかについて、十分に明らかにはされていない。

そのため、本研究ではミュージアムおよびデジタルアーカイブにおける「囲い込み」と「オープン化」を巡る諸論点を整理し、今後研究や議論を重ねていくうえでの前提となる 土台の構築を目指すものとする。

#### 1.3 先行研究・本研究の位置付け

「囲い込み」の一様態として、著作権法の「不法な」主張が行われていることを指摘する研究が、主に米国を中心として見られる。

Mazzone (2005) 3は、本来著作権の保護下にない つまりパブリックドメインである 文化資源に対してしばしば著作権法の名の下に誤った権利主張がなされていることを指摘 し、ユーザーが本来自由に利用できるはずの文化資源にアクセスする際に許諾や支払いを 余儀なくされている現状を明らかにしている。Mazzone はこうした見せかけの著作権保護 を「著作権詐称 (copyfraud)」と名付け、これはパブリックドメインを減退させ、文化の 再生産や自由な言論を阻害するものであるとして、米国議会に対してパブリックドメイン を保護するよう提言を行っている。

Mazzone の議論の対象は広範なものであるが、同様の問題意識の下、ミュージアムを対象とする研究も進んでいる。Crews (2011) 4は、米国の著名なミュージアム 50 館のポリシー (利用条件、利用規則等)の分析を通して、オンライン上で公開されるコレクションの画像データの利用が不当に制限されていることを指摘している。さらに、法学的分析を

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> Mazzone, Jason. Copyfraud. Legal Studies Paper. 2005, vol. 81, p. 1026-1100.

<sup>&</sup>lt;sup>4</sup> Crews, Kenneth D., Brown, Melissa A. Control of Museum Art Images: The Reach and Limits of Copyright and Licensing. 2011, 20p.

行うことで、これらのポリシーの法的根拠は時として不確かなものであることを明らかにした。Crews (2012) 5では上記の研究を発展させる形で、コレクションの高精細画像の利用がしばしば著作権法の保護範囲を超える形で妨げられていることを実例を挙げて明らかにし、これを「著作権過当保護(copyright overreaching)」の問題として位置付けている。そして、ミュージアムが過当保護を行う要因・理由の考察および過当保護の様態の類型化を行っている。Crews と同様にミュージアムのポリシーに着目して「囲い込み」の実態を指摘した研究としては、Reese (2009)、DULONG DE ROSNAY (2011)、Kelly (2013)等が存在する。また、Crews らの議論は主として米国法に基づくものであるが、Petri(2014)6は英国および EU 法にも「著作権詐称」ないし「著作権過当保護」に関する知見は該当することを明らかとしている。

一方で、中野(2006)<sup>7</sup>は「著作権存在偽装問題」<sup>8</sup>という語を用いて日本においても欧米と同様に「囲い込み」の問題が存在することを指摘しているが、それが個々の機関において具体的にどのような方法で発生するのかついて詳細な言及はなされていない。また、中野(2006)の議論は広く文化的要素を持つ機関全般を対象としており、ミュージアムおよびデジタルアーカイブに焦点を当てたものではない。

以上から、欧米のミュージアムではパブリックドメイン作品の「囲い込み」が起きていることおよびその方法が明らかとなっているが、日本においてこの議論がそのまま該当するかは不明確である。つまり、日本のミュージアムではパブリックドメイン作品の囲い込みが行われているのか、および行われているのであればそれはどの様な方法に拠るのか、その要因は何か、等については明らかとなっていない。よって本研究はこれを明らかとするものであるといえる。

#### 1.4 研究内容・構成

先行研究の知見に基づき、本研究においてもミュージアムにおけるパブリックドメイン 作品の公開状況を明らかにするための手掛かりとして、ミュージアムがデジタルアーカイ ブ等の利用に課すポリシーに着目する。

<sup>5</sup> Crews, Kenneth D. Museum Policies and Art Images: Conflicting Objectives and Copyright Overreaching. Fordham Intellectual Property, Media & Entertainment Law Journal. 2012, vol. 22, p. 795-834.

<sup>&</sup>lt;sup>6</sup> Petri, Grischka. The Public Domain vs. the Museum: The Limits of Copyright and Reproductions of Two-dimensional Works of Art. Journal of Conservation and Museum Studies. 2014, vol. 12, no. 1, p. 1-12.

<sup>7</sup> 中野潔. 利用者による誤解の可能性を構造的に内包したコンテンツビジネスとその影響:ペイドパブリシティーの問題および文化財の著作権存在偽装の問題を中心として. 学術情報総合センター紀要・情報学研究. 2006, vol. 7, p. 23-43.

<sup>&</sup>lt;sup>8</sup>「著作権存在偽装問題」および「著作権詐称(copyfraud)」、「著作権過当保護(copyright overreaching)」はそれぞれ不当に著作権を主張する「行為」を規定した概念であり、基本的に同様の意味を持つ概念であると考えられる。これに対して、不当に主張される「権利」を指す概念として「擬似著作権(quasi-copyright)」という語が使われることもある。

研究の構成として、まず日本国内のミュージアムにおけるデジタルアーカイブ関連業務および所管デジタルアーカイブの概要、ポリシーを調査する。ここで対象とするのは独立行政法人国立文化財機構に属する国立博物館 4 館 (東京国立博物館、奈良国立博物館、京都国立博物館、九州国立博物館)である。これを対象とするのは、この 4 館は予算、所蔵コレクション数および制度的立場から見て日本を代表するミュージアムであると考えられ、かつそのコレクションの大半はパブリックドメイン作品であるため、本研究の趣旨に適う好例であると考えられるためである。

次いで、パブリックドメイン作品の「オープン化」を推進する先進事例として、Europeana とオランダを代表するミュージアムの一つである Rijksmuseum (アムステルダム国立美術館)を対象に、デジタルアーカイブ関連業務および所管デジタルアーカイブの概要、ポリシーを明らかにする。

最後に、以上を通して得た知見を基にして、ミュージアムにおけるパブリックドメイン 作品の公開状況、「囲い込み」の要因、「オープン化」の意義および今後の動向について考 察する。

なお、以下本稿では「ミュージアム」という語を、「博物館」、「美術館」、「郷土館」、「文学館」、「科学館」、「植物園」、「動物園」、「水族館」等を含むあらゆる館種を総称するものとして用いる<sup>9</sup>。

また、本稿ではデジタルアーカイブの収録物のうち、原資料を画像、テキスト、音声、動画、3D 等の形式でデジタル化・複製したものを「コンテンツ」と表記する。そして、コンテンツとその「メタデータ」を総称するときには単に「データ」という語を用いることとする。

4

<sup>&</sup>lt;sup>9</sup> 本定義は、日本博物館協会. 博物館の原則: 博物館関係者の行動規範. 2014, における「博物館」の定義に依るものである。ただし、狭義の博物館との区別を明確にするため、本稿では「ミュージアム」という語を用いることとする。

#### 2章 調査内容(日本)

#### 2.1 調査対象・方法

東京国立博物館、奈良国立博物館、京都国立博物館、九州国立博物館の 4 館を対象とする。調査方法として、インタビュー調査、ウェブサイト調査を用いる。なおインタビュー調査については、職制上明確にデジタルアーカイブ関連業務を主要業務とする部局が存在する、東京国立博物館と奈良国立博物館についてのみ実施した。

#### 2.2 調査結果

#### 2.2.1 東京国立博物館

インタビュー調査は 2016 年 9 月 8 日に実施した。インタビュー対象は同館の博物館情報 課長である。

#### (1)館の概要・業務実態10

● 開館年:1872年

● 総職員数:98人

● コレクション数

● 所蔵件数 (2016年): 116,932件

● 寄託件数 (2016年): 3,072件

● 事業費用計(2014年): 2,730,356,417円

● 事業収益計(2014年): 2,754,986,232円

● 来館者数 (2016年): 1,994,508人

● コレクションの傾向:日本を中心に広くアジア諸地域にわたる有形文化財

"独立行政法人国立文化財機構概要 平成 28 年度(2016 年度)日本語版 ". 独立行政法人国立文化財機構.

<sup>10</sup> 数値等については、

<sup>&</sup>quot;独立行政法人国立文化財機構年報 平成 26 年度(2014年度)日本語版". 独立行政法人国立文化財機構.

および同館博物館情報課長へのインタビュー調査内容に基づく。

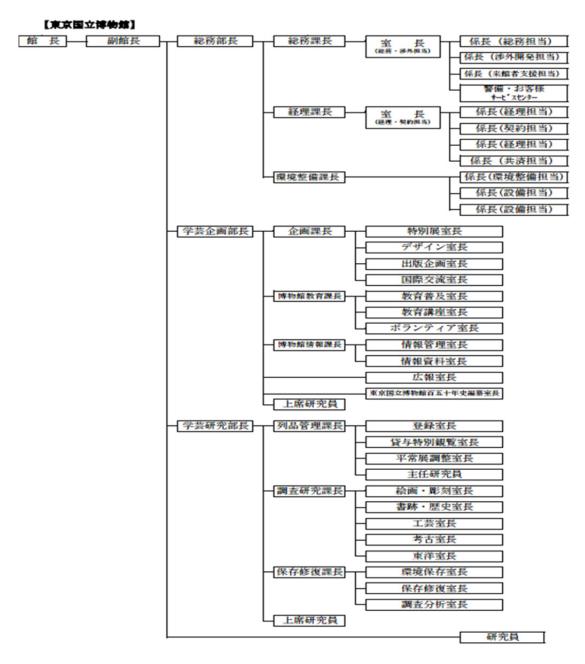


図 1 東京国立博物館組織図 独立行政法人国立文化財機構組織図 平成 28 年度(日本語)

http://www.nich.go.jp/wp/wp-content/uploads/2016/05/soshikizu\_20160401.pdf より抜粋

東京国立博物館(以下、東博)においてデジタルアーカイブ関連業務を主に担当するのは、博物館情報課の情報管理室および情報資料室であり、同課の年間予算は約 3,200 万円 (人件費・業務委託費を除く)である。権利処理を主要業務とする部局は存在しない。資料デジタル化用の予算費目としては「デジタル化共通事業費」が存在し、2016 年度は年間 520 万円(保存媒体などハードウェアの購入費も含む)が編成されている。一方でデジタル

アーカイブ専門の費目は存在せず、関連部局の年次予算と外部資金(科研費等)が充当されることとなる。

情報管理室の主要業務はデジタル情報の管理であり、人員構成は室長 1 名、システム担当職員 2 名、アソシエートフェロー(有期雇用の研究員)1名、メタデータ担当職員(非常勤)2名の計6名である。このうちデジタルアーカイブのコンテンツの作成・管理等に関わるのは室長・アソシエートフェロー・メタデータ担当職員および博物館情報課長である。同室のメタデータ担当職員の主要業務は館内システムに入力されたメタデータと当該資料の画像データの紐づけやデータ成形であり、メタデータの作成自体は当該資料に携わる研究員自身が担当する。

情報資料室の主要業務は同館が有する図書館機能の運営であり、人員構成は室長(兼博物館情報課長)1名、常勤職員1名、非常勤職員1名、委託先職員(2016年9月時点)5名の計8名である。その他の関連部局として、列品管理課登録室所属のカメラマンが資料デジタル化の際の撮影を担当している。年間のデジタル化作品のコマ数は約6,000~7,000枚程である。なお、資料デジタル化およびデジタルアーカイブの作成・管理については基本的にマニュアルの類は存在せず、各職員の裁量で遂行している。

著作権処理の必要が生じた場合は管理室が担当することになるが、デジタル化の際の撮影は原則として同館所属のカメラマンが担当するため、現在では権利処理が行われることはほぼない。以前は館外人員に撮影を依頼したり外部からフィルムの受入などを行っていたが、権利情報が不明確であったり原版を入手できなかったりする事例が多発したため、現在では外部からのデータを受け入れるときは契約で著作権の譲渡を行っている。過去のデータについては活用が実質的に不可能となってしまったものも多いが、当該資料が平面物(書籍・絵画等)である場合は判例(4.1.1で詳述)に則り権利処理不要として活用している。

寄贈品について、受入時の一般条件として所有権の譲渡とともに資料の撮影(デジタル化)がデフォルトとなっているため、寄贈者が当該資料の撮影(デジタル化)を認めない場合はそもそも受入れないこととなる。その他要望が寄せられた際は列品管理課や館内会議で検討がなされる。寄託品の場合は一般条件に加えて個々の寄託者に応じた条件が付与されることとなる。寄贈と違い寄託品では所有権が保持されることになるため、所有者側の要望に沿った運用条件が取られることもあるという。また、寄贈・寄託は館側の人員、特に研究員と寄贈者・寄託者との個々の人間関係に基づく繊細な業務であるため、一般条件を除く受入方針については文書化しないことにしているという。なお、寄贈・寄託に関する書類のフォーマットおよびそこに記載される一般条件は東博独自のものであり、国立文化財機構所属館間で標準化されているわけではない。

#### (2) デジタルアーカイブの概要

#### 名品ギャラリー11

東博の所蔵品の内、約 600 件のデータを公開している。分野・時代・作品名など様々な 条件による検索が可能であり、作品ごとにサムネイル/プレビューとより高精細な公開用の 画像、名称や制作年、数行程度の解説等が付されている。

#### 画像検索12

開館以来蓄積されてきた文化財の写真資料をデジタル化し、約 94,000 枚を公開している (東博所管の画像の内、ここで公開されていないものに関しては資料館閲覧室という館内 施設で検索・閲覧が可能である)。名品ギャラリーと同様に様々な条件での検索が可能である。一作品につき複数枚の画像が公開されている場合もあり、名品ギャラリーとは異なり 解説文がない代わりに撮影日が記載されている。

#### 情報アーカイブ13

主に東博による研究成果・事業成果に関する情報が公開されている。研究成果としては、 論文や報告、編著書などの書誌情報のほか、11 件 (2016 年 12 月現在)のデータベースが 公開されている。これらのデータベースでは同館所蔵の古地図や諸文献等が画像データと して公開されている。事業成果としては展覧会や保存修復事業などの概要がまとめられて いる。上述の画像検索も情報アーカイブの一部である。

#### 外部連携アーカイブ

東博と連携を行っている外部デジタルアーカイブは、e 国宝、文化遺産オンライン、Google Arts & Culture である。

e 国宝 $^{14}$ とは、国立文化財機構に属する国立博物館 4 館の所蔵する国宝・重要文化財の高精細画像を公開するデジタルアーカイブであり、PC 版とアプリ版が存在する。東博からは 704 件の資料に関するデータが提供されている。作品ごとに複数枚の画像が公開されている 他、詳細な解説も付されている。

文化遺産オンライン<sup>15</sup>は日本全国の博物館・美術館等から提供された作品や国宝・重要文化財等に関する情報を提供するポータルサイトである。東博からは 467 件の資料に関するデータが提供されている。

Google Arts & Culture<sup>16</sup>は世界各地の有名なミュージアムと提携し、芸術作品の超高解 像度画像を公開するとともに館内をストリートビューで観覧できるようにしたポータルサ

<sup>11</sup> http://www.tnm.jp/modules/r collection/index.php?controller=top

<sup>12</sup> http://webarchives.tnm.jp/imgsearch/

<sup>13</sup> http://webarchives.tnm.jp/archives/

<sup>14 &</sup>lt;a href="http://www.emuseum.jp/">http://www.emuseum.jp/</a>

<sup>15</sup> http://bunka.nii.ac.jp/

<sup>16</sup> https://www.google.com/culturalinstitute/beta/?hl=ja

イトであり、東博からのコンテンツ提供件数は 111 件である。作品ごとに作品名や作成者 名等のデータの他、解説文が複数言語(同館の場合日本語と英語)で提供されている。

なお、外部連携アーカイブに提供している画像については(解像度などに差がある場合 もあるが)原則すべて情報アーカイブでも公開されており、両者は相補的関係にはない。

外部連携アーカイブを除くと基本的に画像データは撮影時に4フォーマット作成される。 内訳は、高精細(約9000\*7000 pixel)のものでtiff版とjpg版、より軽い解像度(約1500\*1000 pixel)のものでtiff版とjpg版となる。高精細画像はネット上で公開するには容量が多いという理由で主に保存用ないしビジネス用(後述)として扱われる。後者は公開用(閲覧用)として各デジタルアーカイブ上で公開されている。

#### (3)ポリシー

まず、東博のウェブサイト全体に係るポリシーは表1の通りである。

#### 表 1

http://www.tnm.jp/modules/r\_free\_page/index.php?id=195 より抜粋

#### このサイトについて

#### 著作権について

当サイト内のテキスト・全画像・資料は、利用者個人がブラウザを用いて画面上で見ることを前提にしています。別の媒体に収録して再配布する等の行為は有償・無償を問わず許諾できません。

ウェブサイトに掲載されている画像には館外の人間が撮影したものや期間限定で掲載されているものも多く、原則自由利用は許諾せず閲覧のみの利用を想定している。

ただし、情報アーカイブ内のデータベースおよび画像検索で公開されている画像は、「非商業目的で一定の条件を満たす利用」については無許諾無償で利用することが出来る。無償利用が許諾される範囲と利用条件は表2の通りである。

#### 表 2

http://www.tnm.jp/modules/r\_free\_page/index.php?id=1372より抜粋

#### 画像の無償利用の範囲と条件について

当館情報アーカイブのうち、「画像検索」および「データベース」(古地図、古写真、博物図譜、古文書、印譜)で公開しているデジタル画像に限り、以下の条件を満たす非商業目的でのご利用については、お申し込みいただくことなく無償でご利用いただけます。

(ご利用の目的が非商業利用にあたるかどうかについては、「商業利用・非商業利用の例」をご覧ください。例えば、テレビ放送番組や一般書籍、教科書や教材への掲載は商業利用となりますのでご注意ください。)

利用者は、画像を利用することにより、下記の条件すべてに同意し、かつ当館の求めがあった場合には削除等に応じることに同意したものとみなされます。

- 1. 第三者への提供、再頒布をしないこと。
- 2. 東京国立博物館の画像であることを明示すること。

記載例「画像提供:東京国立博物館」

3. ウェブサイトに掲載する場合、当館サイトへのリンクを含めること。

リンク先:http://www.tnm.jp/

- 4. 切り抜き (トリミング)以外の加工をしないこと。
- 5. 印刷する場合、2,000 部以下であること。
- 6. 印刷する場合、画像は A5 サイズ以下で出力されること。
- 7. 学術論文等では本文での掲載のみとし、表紙や口絵での利用を除く。
- 8. 8.1 つの成果物に含まれる画像の点数が20枚を超えないこと。

表2における「非商業利用」の例としては、表3が挙げられている。

表 3

http://www.tnm.jp/modules/r\_free\_page/index.php?id=1373 より抜粋

- 自宅での印刷、個人のパソコンのデスクトップ壁紙等、私的な利用
- 学会誌等に掲載される学術論文の図版(発行後、1部を資料館画像利用納本窓口までご 提出ください)
- 教員の方が授業や事前学習のために自ら作成するプリント、スライド等。また生徒・ 学生の方が作成する公刊されないレポート、卒業論文や修士・博士論文

- 地域サークルや NPO、慈善団体などによる、営利を目的としないイベントの告知やニュースレター
- 個人その他非営利団体が運営する営利を目的としない Web サイト

なお、「非商業利用」に該当する場合でも、成果物が学術論文等である場合は同館への提出が要求される。提出した成果物は同館による確認の上、同館の資料として閲覧に供されることもあるという。また、「公序良俗に反する、文化財の価値を著しく毀損する等、当館が不適切な利用と認めた場合」17には画像利用の差し止めが要求されることもある。

上記に該当しない場合でも、テレビ番組や出版物、WEBサイト等のメディアで同館の広報を行うことを目的とする場合に限り広報用画像の無料貸出を行っている。この場合、貸出希望者は申込フォームを提出する必要がある。

さらに、東博は附帯的な条件として、 申込した使用目的以外での使用の禁止、 使用後のデータの保存および第三者への提供の禁止、 掲載/放映の際のクレジット表記、 掲載/放映前の同館広報室ないし広報事務局へのゲラ等の提出、 掲載紙/誌または放映データの同館広報室ないし広報事務局への提出、を要求している。

画像の無償利用の範囲と条件を満たさない場合および画像検索ないしデータベースで公開されている画像以外の画像や高解像度画像の貸出については、DNP アートコミュニケーションズによるサービスである Image Archives<sup>18</sup>を介して申請を行うことになる。本サービスには東博のみならず国内外 35 館のミュージアムが参加しており、館ごとに異なる利用条件が設定されている。本サービス中、東博が提供する画像には「TNM(東京国立博物館)イメージアーカイブ」と呼ばれるポリシー(利用・料金規約および料金表)<sup>19</sup>が適用される。ここでは広報用画像の無料貸出制度の場合と同様に、利用目的等の各種事項の事前提出や利用様態に関する制限が要求されている。なお、TNM イメージアーカイブで提供される画像のフォーマットは TIFF であり、解像度は 9000\*7000 pixel、本サービスに登録されている東博の画像件数は 18.447 件である。

e 国宝および文化遺産オンラインに提供している東博の画像についても、表 2 表 3 のポリシーが適用されることになる<sup>20</sup>。ただし、メタデータについては現在のところ明確な利用条件は設定されていない。Google Arts & Culture で公開されている東博のコンテンツについて現在のところ閲覧以外の利用は想定されておらず、メタデータについても利用条件は定められていない。今後 Google 側が利用条件の変更を希望した場合は、東博独自にではなく

19 https://images.dnpartcom.jp/ia/pricelist

<sup>17</sup> http://www.tnm.jp/modules/r\_free\_page/index.php?id=1372

<sup>18</sup> https://images.dnpartcom.jp/

<sup>20</sup> ただしe国宝および文化遺産オンライン上で提供されているデータ自体については二次利用等は許諾されていない。e国宝および文化遺産オンライン上で検索した画像の利用を希望する場合、ユーザーは当該作品の画像データを改めて東博所管のデジタルアーカイブまたはImage Archives 上で検索し、そちらの利用条件に従う必要がある。

国立行政法人として対応を行うことになるという。なお、e 国宝上のメタデータについては 今後政府のオープンデータ政策に準じてライセンスの付与等を行う必要を認めているとの ことである。

以上をまとめると、東博によるデジタルアーカイブの利用条件には大別して、 有償、 要許諾・無償、 無許諾・無償、の3段階が存在する。ユーザー側の視点から見 た場合、 および に該当する画像についてはすべて Image Archives で申請を行うことに なり、 が適用されるのは情報アーカイブの画像の無償利用の範囲と条件を満たす場合の みとなる。なお、情報アーカイブの画像の無償利用の範囲と条件の内、利用様態に関する 項目(特に表2の4~8)については、ユーザー・東博双方に履行のためのコストが掛かる という理由で将来的に撤廃を予定しているとのことである。また、提供データの二次利用 に関するポリシーとして現在ではクレジットの表記を要求するとともにトリミング以外の 加工を禁止しているが、今後これに関しても政府のオープンデータ政策に応じて、ユーザ 一の利便性と東博側の利便性双方を勘案した変更を行うことも予期しているとのことであ る。メタデータについては、解説文等ある程度まとまった分量のものには著作性があるこ とを認めているが、現状ポリシーの策定は行われていない。作品名や作成者名等の単純な データには著作性はないとの認識であるが、やはり利用に関する明確な規定は存在しない。

#### 2.2.2 奈良国立博物館

インタビュー調査は 2016 年 10 月 25 日に実施した。インタビュー対象は同館の資料室長である。

#### (1)館の概要・業務実態21

● 開館年:1895年

● 総職員数:33人

● コレクション数

▶ 所蔵件数 (2016年): 1,883件

▶ 寄託件数 (2016年): 1,987件

● 事業費用計(2014年度): 1,001,087,605円

● 事業収益計(2014年度): 1,000,629,889円

● 来館者数 ( 2016 年 ): 455,859 人

■ コレクションの傾向:仏教美術及び奈良を中心とした文化財

"独立行政法人国立文化財機構概要 平成 28 年度 (2016 年度) 日本語版 ". 独立行政法人 国立文化財機構.

<sup>21</sup> 数値等については、

<sup>&</sup>quot;独立行政法人国立文化財機構年報 平成 26 年度(2014 年度)日本語版 ". 独立行政法人国立文化財機構.

および同館資料室長へのインタビュー調査内容に基づく。

### 

図 2 奈良国立博物館組織図

独立行政法人国立文化財機構組織図 平成 28 年度(日本語)

http://www.nich.go.jp/wp/wp-content/uploads/2016/05/soshikizu\_20160401.pdf より抜粋

奈良国立博物館(以下、奈良博)においてデジタルアーカイブ関連業務を主に担当するのは資料室である。同室の予算は情報基盤整備という費目で年間約 400 万円、デジタル化という費目で年間約 700~800 万円が編成されており、これが奈良博におけるデジタルアーカイブ関連業務の主な予算となるが、プロジェクトによっては科研費などの外部予算を充当する場合もある。東博と同様に奈良博においても権利処理を専門とする部局は存在しない。資料室の他に、情報サービス室が奈良博のウェブサイトのメンテナンスを担当している。情報サービス室の主要業務は広報関係であり、ウェブサイト運営も広報業務の一環として位置付けている。また、特別観覧制度(後述)については企画室の非常勤職員一名が担当している。

資料室の人員構成は室長1名、カメラマン1名、非常勤職員(図書担当)3名、非常勤職員(写真担当)3名の計8名である。室長は各デジタルアーカイブ(後述)の企画運営やメタデータの作成の他、サーバ管理など情報管理業務全般も担う。データの入力は室長と非常勤職員が分担して行っている。なお、東博と同様に奈良博においてもデジタル化の際の撮影は基本的に館内人員が行い、外部に委託する場合にはあらかじめ契約により権利を譲渡する様定めているため、原則として新規の権利処理業務が行われることは無いという。

奈良博は東博と比して総コレクションにおける寄託・寄贈品の割合が高く、寄託品については半数を超えている。ただし、寄託品(の画像データ)は原則インターネット上での公開はせず、館内でのみ閲覧可能としている。寄託者は個人の場合もあるが、多くは寺社

等の団体である。寄託受入に関しては奈良博独自のフォーマットが存在するが、一般公開はしていない。寄託受入時に寄託者へ渡す証書には寄託品の利用規則として調査研究のための撮影を行う旨が記載されており、寄託を行うと必然的に撮影を許諾することになるという仕組みを取っている。基本的に寄託者と奈良博側とで当該寄託品に関する利用条件について個別交渉を行うことは無いが、撮影の禁止などより厳格な利用条件を希望する寄託者とは寄託前に事前に申し合わせを行う場合もあるという。寄託品およびその複製物の館内閲覧への提供については特に寄託者に許諾を取ることは無い。同業務はデジタル化業務が行われるようになる以前より継続して実施されており、これまで問題が発生したことは無いという。なお、寄託品については外部公開することがないためにメタデータも作成していない。

#### (2) デジタルアーカイブの概要

#### 収蔵品データベース22

奈良博が保管する文化財のデータベースであり、彫刻・絵画・書跡・工芸・考古の各分野のコレクションの内、約 1,300 件の画像および当該コレクションに関する基礎的な情報と解説文を公開している。公開年は 2010 年であるが、画像のダウンロードが可能となったのは 2016 年からである。ダウンロード可能化の契機となったのは 2014 年の京都府立総合資料館による東寺百合文書のオープン化であるという。なお、運営目的は情報公開の一環であり、主に奈良博のコレクションに関して情報を得たいというユーザーを対象としている。

#### 画像データベース23

奈良博が撮影を行った文化財ないし収蔵品の画像とメタデータを公開している。現在約10万枚のカラー・モノクロフィルム(4×5インチ)およびデジタル画像が収録されている。 奈良博では館の方針として画像の蓄積に注力しており、デジタル化技術が普及する以前から画像の蓄積および学術利用目的の利用者への提供を実施してきたという。それ故本データベースの公開も1996年という早期から行っている。本データベースの収録する画像データの内ウェブ上で利用できるのは奈良博の所蔵品に関するもののみであり、寄託品の画像データに関しては奈良博所管の施設である仏教美術資料研究センターでのみ閲覧可能となる。収録率は、所蔵品についてはほぼ100%であるが、寄託品は約50%程度である。なお、収蔵品データベースに掲載されている画像はもともと画像データベースに収録されているものである。

#### 日本美術院彫刻等修理記録データベース24

22 http://www.narahaku.go.jp/collection/

<sup>23</sup> http://imagedb.narahaku.go.jp/archive\_search/search/Login.action

日本美術院が 1899 年から 1944 年にかけて行った仏像彫刻を中心とする文化財の修理記録を公開している。収録対象は簿冊約 400 冊、ガラス乾板約 7,000 枚分の画像データとメタデータ(都道府県、所蔵者、文化財の名称、修理年度、書類内容等)であるが、ウェブ上で公開されているのはメタデータのみであり、画像データについては仏教美術資料研究センターでのみ閲覧可能となる。主な利用者は地方自治体や博物館等であり、実際に文化財の修復を行う際の参考として利用されることが多いという。構築に際してはシステム用の補正予算約 90 万円の他に、資料室長が獲得した科研費約 3000 万円がコンテンツ作成用として充当された。データベースの公開は 2014 年からである。

#### 『鹿園雑集』奈良国立博物館研究紀要25

奈良博の研究紀要である『鹿園雑集』の全文データと口絵等の画像データを公開している。公開年は紀要の創刊と同じく 1999 年からである。現状リポジトリ化はされておらず、 単純に pdf ファイルが貼り付けられた形になっている。

#### 外部連携アーカイブ

奈良博が連携を行っている外部アーカイブは e 国宝、文化遺産オンラインおよび国立国会図書館サーチである。e 国宝への提供件数は 122 件、文化遺産オンラインへの提供件数は 1831 件である。国立国会図書館サーチ<sup>26</sup>は国立国会図書館が提供する検索サービスであり、本サービス上で奈良博の収蔵品データベースの情報も検索可能となっている。

画像データに関しては、ウェブ上で公開されているものの解像度は長辺が 4000 pixel 程度 のものでありフォーマットは jpg である。これはおよそ A4 サイズ程度の出版物への利用が 可能となる解像度である。より高精細な画像の利用を希望する場合は特別観覧の申請(後述)などを行い個別に依頼することになる。この場合の画像の解像度は長辺が 8000pixel 程度のものでフォーマットは TIFF である。

#### (3)ポリシー

奈良博のウェブサイト全体に係るポリシーは表 4 のようになる。

#### 表 4

http://www.narahaku.go.jp/01.html より抜粋

#### 著作権

このウェブサイトに掲載される全てのコンテンツ(テキスト、画像、資料など)に関する 著

<sup>24</sup> http://bijutsuindb.narahaku.go.jp/

<sup>&</sup>lt;sup>25</sup> http://www.narahaku.go.jp/archives/05.html

<sup>26</sup> http://iss.ndl.go.jp/

作権その他の権利は当館及び当館に情報を提供している提供者に帰属します。これらのコンテンツは、日本の著作権法、国際条約及び他国の著作権法により保護されており、著作権法に定められている私的利用の範囲を超えて利用することはできません。また、著作権者の許可なく改変、複製、賃貸、貸与、販売、出版、送信、放送など、方法の如何を問わず第三者の利用に供することを固く禁じます。ただし、個々の著作物に個別の利用条件が付されている場合は、当該利用条件が優先されます。

これらの利用条件は情報資料室と企画室、資料室による協議で決定されたものである。

奈良博が提供する画像データの内、無許諾無償で利用できるのは収蔵品データベースと画像データベースおよび『鹿園雑集』奈良国立博物館研究紀要で公開されているものであり、これらは前述の様にウェブ上でダウンロードすることが可能である。ただし、これらの画像についても無許諾無償で利用可能となるのは表 5 の条件を満たす場合のみである。

#### 表 5

#### http://www.narahaku.go.jp/archives/02.html より抜粋

- 公刊しない個人の研究資料(レポートやパワーポイント、口頭発表資料を含む)。
- 学校の授業や事前学習などのために教員や生徒が作成するスライドやプリント。
- 学校や地域のサークル、NPO などの団体が作成するイベント告知やチラシ。
- 販売を目的としない模刻や模写制作の参考資料。(以上の場合は、利用した画像が奈良国立博物館のものであることを明示すること)
- 私的な閲覧や印刷、コンピュータやスマートフォンの壁紙等への利用。
- 第三者への提供や再頒布をしないこと。

以上の条件を満たさない場合および上記アーカイブに掲載されていない画像の利用を希望する場合は特別観覧の申請を行うことになる。申請の際の提出書類には利用を希望する作品の名称や所蔵者名、利用目的等の記載が要求される他、申請目的に関する資料(企画書等)も併せて提出する必要がある。また、利用を希望する作品の所蔵者が奈良博以外である場合は所蔵者による許可書の提出も必要となる。これについては奈良博が窓口となるようなことは無く、申請者自身が直接所蔵者に依頼することとなる。通常、手続きの完了には申請受理(申請書類の原本到着)から2週間程度かかり、画像はディスクかあるいはプリントとして貸出が行われる。ディスクによる貸出、つまりデジタルデータとしての貸出を希望した場合、利用終了後は直ちにディスクを返却し、画像データについては消去するよう要求されている(プリントの場合は返却不要)。使用目的が出版物への掲載等であった場合、当該出版物の納品も併せて要求される。なお、申請書類に記載した利用目的から逸脱した場合、利用許可の停止および以降の申請の拒否を行うとのことである。資料室長によると、特に画像データベースに関しては今後より一層のオープン化推進を構想しており、その際は、ライセンスの付与によらず、奈良博による利用条件は維持していく方針である

という。また、奈良博では日本写真印刷コミュニケーションズ株式会社の提供するサービスである Artize.net によって、東博の TNM イメージアーカイブの場合と同様に、有償での画像貸出をオンラインでも実施している。本サービスでは当該画像の利用用途等によって詳細に料金が規定されているが、特別観覧の料金表とは記載事項が異なっており、両者の関係は不明である。

日本美術院彫刻等修理記録データベースについて、画像データをウェブ上で公開しない理由は次の通りである。まず、画像には個人や寺社が所有する文化財が映っているため、100年以上前に撮影されたものであるといえ所有権を考慮したためであるという。また、簿冊の画像データについては修理対象の所有者の名前など個人情報が出てくるため、個人情報保護という観点からも公開を控えている。これは、所有者側から要望が寄せられた結果ではなく、自主規制という形で成された決定である。

#### 2.2.3 京都国立博物館

(1)館の概要・業務実態27

● 開館年:1897年

総職員数:36 人

● コレクション数

▶ 所蔵件数 (2016年): 7,532件

▶ 寄託件数 (2016年): 6,112件

● 事業費用計(2014年度): 1,435,266,903円

● 事業収益計(2014年度): 1,507,068,751円

● 来館者数 (2016年): 653,336人

● コレクションの傾向:平安時代から江戸時代の京都文化を中心とした美術・考古資料 をはじめとする文化財

\_

<sup>27</sup> 数値等については、

<sup>&</sup>quot;独立行政法人国立文化財機構概要 平成 28 年度 (2016 年度) 日本語版 ". 独立行政法人 国立文化財機構.

<sup>&</sup>quot;独立行政法人国立文化財機構年報 平成 26 年度(2014 年度)日本語版 ". 独立行政法人 国立文化財機構. に基づく。

#### 【京都国立博物館】

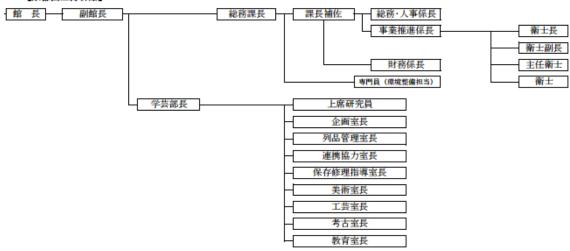


図 3 京都国立博物館組織図

独立行政法人国立文化財機構組織図 平成 28 年度(日本語)

http://www.nich.go.jp/wp/wp-content/uploads/2016/05/soshikizu\_20160401.pdf より抜粋

京都国立博物館(以下、京博)は、奈良博と同様に総コレクションに占める寄託品の割 合が高い。なお、京博にはデジタルアーカイブの管理・運営等を明確に主要業務とする部 局は存在しない。

#### (2) デジタルアーカイブの概要

館蔵品データベース28

京博の所蔵品のうち 5,000 件超の作品と各作品に関するメタデータと 10,000 点以上の画 像データを公開している。なお、寄託品については公開していない。

#### KNM GALLERY<sup>29</sup>

京博の所蔵品のうち国宝・重要文化財(それぞれ 28 件と 183 件)の高精細画像および解 説文含むメタデータを 6 ヵ国語(日本語、英語、フランス語、スペイン語、中国語、韓国 語)で提供している。なお、寄託品については公開していない。

#### 名品紹介30

京博の所蔵品・寄託品のうち特に著名な作品について画像データと解説文含むメタデー 夕を公開している。

<sup>28 &</sup>lt;u>http://www.kyohaku.go.jp/jp/syuzou/db/index.html</u>

<sup>&</sup>lt;sup>29</sup> http://gallery.kyohaku.go.jp/

<sup>30</sup> http://www.kyohaku.go.jp/jp/syuzou/meihin/index.html

#### 外部連携アーカイブ

京博が連携を行っている外部アーカイブは e 国宝、文化遺産オンライン、Google Arts & Culture である。e 国宝への提供件数は 202 件、文化遺産オンラインへの提供件数は 393件である。Google Arts & Culture では京博の所蔵品のうち、国宝や重要文化財など 120件についての画像 200点を公開している。

#### (3) ポリシー

京博のウェブサイト全体に係るポリシーは以下の通りである。

#### 表 6

http://www.kyohaku.go.jp/jp/policy/より抜粋

#### 1. 著作権について

当館ウェブサイトのコンテンツ (文章、図版、編集情報およびデザイン)に関する権利は、 当館及び当館に情報を提供している提供者に帰属します。当ウェブサイトをご利用の皆様 は、個人的または家庭内その他著作権法に準ずる範囲内に限り、コンテンツの利用及び複 製ができます。

上記の場合および著作権法が定める場合を除いて、コンテンツの複製、転用、販売などの 二次利用行為については一切禁じます。

ただし、東博や奈良博の場合と異なり無償利用が可能となる条件等は別個に用意されておらず、各デジタルアーカイブで公開されているデータの利用条件も明確に記されてはいない。

また、奈良博の特別観覧制度と同様に、京博でも画像貸出業務を実施している。画像貸出申請では京博の所蔵品の他に寄託品の画像についても貸出を行っている。従来はカラー写真のフィルムの複製(デユープ)を貸出していたが、2011 年 10 月よりデジタル画像の貸出に移行している。利用に際しては利用を希望する作品の名称や所蔵者名、利用目的等の記載が要求される他、寄託品の利用を希望する場合は所蔵者による利用許可書も必要となる。画像の貸出は CD や DVD 等のメディアによって行われ、利用終了後はメディアの返却とデータの破棄が要求される。また、出版物等の利用成果物 2 部の提出も求められている。画像の目的外利用は禁止されており、これに違反した場合は利用許可の取り消しおよび同一の申請者による以降の申請の拒否を行う旨が定められている。この他に貸出画像の利用条件としては「違法な目的および公序良俗に反する目的」および「作品のイメージを傷つける利用」を禁止しており、当該画像のトリミングや加工を希望する場合も事前に告

知するよう要求している<sup>31</sup>。なお、寄託品の画像については所蔵者が設けた利用条件がある場合はそちらが優先される。また、京博は奈良博と同様に日本写真印刷コミュニケーションズ株式会社の提供するサービス Artize.net<sup>32</sup>に参加している。画像利用申請の料金表とArtize.net の料金設定では記載事項が異なる。画像利用申請における利用目的が商業利用である場合は Artize.net を使用することになる場合もあるとのことである。先に京博では無償利用が可能となる条件は記載がないと述べたが、画像利用申請に関して、国および地方公共団体が教育、学術、文化に係わる事業のために利用する申請などについては、審議のうえ利用料が減免される場合があるという。

#### 2.2.4 九州国立博物館

(1)館の概要・業務実態33

開館年:2005年総職員数:27人

● コレクション数

▶ 所蔵件数(2016年): 525件▶ 寄託件数(2016年): 885件

事業費用計(2014年度): 1,435,556,409円事業収益計(2014年度): 1,451,036,825円

● 来館者数 (2016年): 884,128人

● コレクションの傾向:日本とアジア諸国との文化交流のありさまをより分かりやすく 示すための資料(美術・考古・歴史 及び民族資料等)が中心

\_

<sup>31</sup> http://www.kyohaku.go.jp/jp/pct/pdf/kashidashi\_youkou.pdf

<sup>32</sup> https://www.artize.net/cgi-bin/Index.cgi

<sup>33</sup> 数値等については、

<sup>&</sup>quot;独立行政法人国立文化財機構概要 平成 28 年度(2016年度)日本語版". 独立行政法人国立文化財機構.

<sup>&</sup>quot;独立行政法人国立文化財機構年報 平成 26 年度(2014年度)日本語版". 独立行政法人国立文化財機構. に基づく。

#### 【九州国立博物館】 館長 副館長 総務課長 課長補佐 総務係長 (福岡県が兼務) 財務係長 副館長 施設係長 芸部長 特別展室長 企画課長 文化交流展室長 環境保全室長 博物館科学課長 保存修復室長 文化財課長 資料登録室長 資料管理室長 研究員

図 4 九州国立博物館組織図

独立行政法人国立文化財機構組織図 平成 28 年度(日本語)

http://www.nich.go.jp/wp/wp-content/uploads/2016/05/soshikizu 20160401.pdf より抜粋

九州国立博物館(以下、九博)は、奈良博・京博と同様に総コレクションに占める寄託 品の割合が高い。なお、京博と同様、九博にはデジタルアーカイブの管理・運営等を明確 に主要業務とする部局は存在しない。

#### (2) デジタルアーカイブの概要

収蔵品ギャラリー34

九博の収蔵品のうち 1.237 件の画像および解説含むメタデータを公開している。

#### 『西都 太宰府』アーカイブス<sup>35</sup>

九博の位置する大宰府市および大宰府の歴史を紹介するアーカイブであり、「西都史跡名所案内」「資料ライブラリー」「映像アーカイブス」という 3 つのデジタルアーカイブから成る。「西都史跡名所案内」は Google map と連携して大宰府とその周辺の遺跡や伝承地等を紹介するアーカイブであり、それぞれの「名所」に関する説明や関連画像などが公開されている。「資料ライブラリー」では大宰府とその周辺で行われた発掘調査の報告書や大宰府に関連する古代遺跡の発掘調査報告書等を公開しており、526 件の情報を提供している。各資料の内容は pdf でダウンロード可能である。「映像アーカイブス」では太宰府天満宮とその周辺で行われている年中行事や関連の民俗行事の記録映像を公開している。

#### 宗家文書データベース36

<sup>34</sup> http://collection.kyuhaku.jp/gallery/

<sup>35</sup> http://www.kyuhaku.jp/dazaifu/

<sup>36</sup> http://collection.kyuhaku.jp/souke/

江戸時代の対馬藩の藩主宗家に伝わった文書・資料群計計 14741 点から成る「対馬宗家文書」を公開するデータベースである。提供データは主に文書が収められている箱・長持、箱内の巻子、巻子の内容の 3 層構成であり、それぞれの階層で画像データとメタデータが公開されている。

#### 装飾古墳データベース37

日本の装飾古墳を中心に世界各地の古墳に関する情報を公開している。提供データは主に画像データと簡易なメタデータから成る。

#### 郷土人形ずかん38

九博が所蔵する郷土人形約 13,000 点に関する画像とメタデータを公開している。

#### 外部連携アーカイブ

九博は e 国宝と連携しており、データ提供件数は 29 件である。

#### (3)ポリシー

九博のウェブサイト全体に係るポリシーは以下の通りである。

#### 表 7

http://www.kyuhaku.jp/site-info.html より抜粋

#### 著作権について

九州国立博物館の Web サイト、http://www.kyuhaku.jp 及び http://www.kyuhaku.com のコンテンツ(文章、図版、編集情報およびデザイン)に関する著作権は、特に断りのない場合にはすべて独立行政法人国立博物館九州国立博物館が有しており、その扱いは日本の著作権法に従います。私的利用、引用、その他法律の定めた範囲を越えて著作権者の承諾なしに当 Web サイトのコンテンツを他のメディア(印刷物、放送、CD-ROM、WWWページ等)へ複製あるいは転用し頒布あるいは閲覧させる等の行為を一切禁じます。

#### 引用について

当 Web サイトのコンテンツを引用される場合には、著作権法に基づき出典と引用部分を明示してください。コンテンツの要約、改変など引用の範囲を越える行為は禁じます。

京博と同様に、九博においても無償利用が可能となる条件等は個別に用意されてはいない。 ただし、宗家文書データベースと装飾古墳データベースに関しては、改めてコンテンツの

<sup>37</sup> http://kyuhaku.jmc.or.jp/

<sup>38</sup> http://kyuhaku-ningyo.jp/

扱いが著作権法に従う旨と個々の作成者名が記載されている他、特に利用を希望する場合には個別に問い合わせるよう記載されている。

また九博でも、所蔵品を中心とした文化財の画像の貸出を行っている。実際に貸出すのはデジタル画像を記録した CD-R 等のメディアかポジ写真フィルムの複製物(デュープ)である。利用に際しては利用を希望する作品の名称や所蔵先、利用目的、利用目的に関する資料(企画書、見本誌等)等の記載が要求される他、九博が所有権を有する文化財以外の画像の利用を希望する場合は当該作品の所蔵者による利用許可書も必要となる。貸出画像の利用終了後はメディアの返却及びデータの破棄を要求しているが、成果物の提出に関しては特に記載は見られない。利用は基本的に有償であるが「教育・学術目的、あるいは公共目的で画像を利用される場合」には利用料金が減免されることもあるほか、申請した利用目的以外への利用や「文化財のイメージを損なうような画像の加工」の禁止など、種々の条件が付されている39。

-

<sup>39</sup> http://www.kyuhaku.jp/visit/visit\_gazo.html

#### 3章 調査内容(オランダ、EU)

#### 3.1 調査対象・方法

オランダ、アムステルダムに位置する Rijksmuseum (アムステルダム国立美術館)と、欧州の統合型デジタルアーカイブである Europeana およびその運営団体である Europeana Foundation を調査対象とする。調査方法としては、資料調査、ウェブサイト調査、インタビュー調査を用いた。

#### 3.2 調査結果

3.2.1 Rijksmuseum (アムステルダム国立美術館)

インタビュー調査は 2016 年 11 月 2 日 (現地時間) に実施した。インタビュー対象は、 同館の Digital Manager、Peter Gorgels 氏である。

#### (1)館の概要・業務実態40

● 開館年:1800年

● 総職員数 (2015年度): 592人

● コレクション数:約1,100,000件

● 事業費用計(2015年度/2014年度): €114,953,000 / €83,534,000

● 事業収益計(2015年度/2014年度): €119,595,000/€85,383,000

● 来館者数 (2015年度): 2,345,666人

● コレクションの傾向:中世から現代に至るまでのオランダの美術・歴史資料を中心に、 欧州およびアジア美術までを広く収集・公開している。特に著名なコレクションとし て、レンブラント(Rembrandt Harmensz van Rijn)『夜警(Militia Company of District II under the Command of Captain Frans Banninck Cocq)』やフェルメール (Johannes Vermeer)『牛乳を注ぐ女(The Milkmaid)』、ゴッホ(Vincent van Gogh) の自画像等がある。

同館の年次報告書である "Jaarverslag 2015". Rijksmuseum. および、Peter Gorgels 氏へのインタビュー調査内容に基づく。

<sup>40</sup> 数値等については、

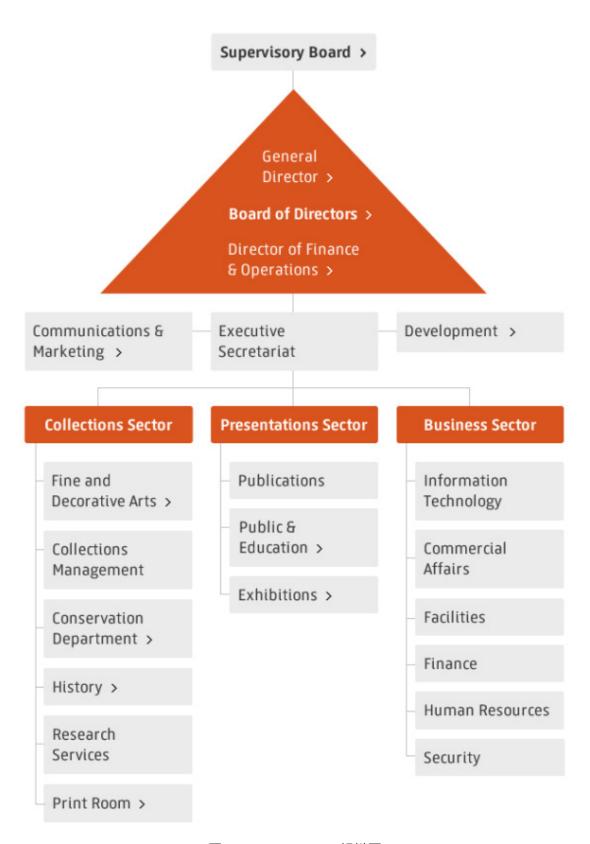


図 5 Rijksmuseum 組織図

https://www.rijksmuseum.nl/en/organisation/organisation-chart

Rijksmuseum では 2003 年より本館の大規模な改修を行っていたが 2013 年よりリニューアル開館している。同館のコレクションは多岐に渡るが、Peter Gorgels 氏によると総コレクションの 95%までは著作権の保護期間が終了しておりパブリックドメインに属するという。同館が所有するデジタルアーカイブ Rijksstudio (後述)の管理・運営を担当するのは Publications Department である。同課ではデジタルの出版物も扱っており、インタビュー対象の Peter Gorgels 氏もここに所属している。コレクションのデジタル化や権利処理、メタデータの作成等は Information Technology Department が担当する。この他に、Finance Department と外部資金の獲得を主要業務とする Development Department が資料のデジタル化や Rijksstudio の構築のための予算を獲得した。特に Rijksstudio の構築に際しては宝くじ財団から約 1,000,000€の助成金を得ている。

Rijksmuseum ではコレクションの管理を目的として AdLib というシステムを導入しており、同システムによって権利処理も行われる。AdLib では当該コレクションの利用条件について、 パブリックドメインとして(Rijksstudio上で)公開、 (Rijksstudio上で)公開はするが、ダウンロード不可等の制限条件を付与、 非公開、といった 3 段階のレベルを設定している( についてはオプションとしてコレクション毎に詳細な条件が付与される)。またこの他にも、著作権の消尽する期日や第三者の権利などあらゆる権利情報が記録されている。AdLib の管理は Information Technology Department が担当している。なお、基本的にコレクションには が適用されており、著作権保護期間内の作品については権利者との交渉の下 や が適用されることになる。Rijksmuseum 側では権利保護期間内の作品についても原則 の条件の適用を推奨している。

#### (2) デジタルアーカイブの概要

Rijksstudio<sup>41</sup>

Rijksmuseum の総コレクションの内、現在 578,694 件に関する高精細画像データ(約4500\*4500 pixels, jpg)と解説文含むメタデータを公開しており、2012 年に開設された。日本の美術作品についても歌川広重や葛飾北斎らの浮世絵を筆頭に現在 5,815 件が公開されている。ユーザーはアカウントを作成することで当該作品のダウンロードや SNS 等の他サイトでのシェアが可能になるほか、Rijksstudio 上で選択した作品を保存することでユーザー自身の好みに応じたデジタルコレクションを構築することも可能となる。また、Rijksstudio の企画者でもある Peter Gorgels 氏によると、Rijksstudio は携帯端末 特にタブレット端末での利用 に注力しているという。年間アクセス件数は約 4 百万件、アカウント数は約 300,000 である。

#### 外部連携アーカイブ

-

<sup>41</sup> https://www.rijksmuseum.nl/en/rijksstudio

Rijksmuseum が連携している主な外部アーカイブは Google Arts & Culture と Europeana (3.2.2 で詳述) である。

Google Arts & Culture には現在 164,512 点の画像データとメタデータを提供しているが、画像データについては多くの場合 Rijksstudio 上で公開しているものの方が高精細であるという。一方の Europeana には現在 180,795 点の画像データとメタデータを提供している。また、この他にも Rijksmuseum は Wikimedia Commons (Wikipedia の運営団体)とも提携しており、2014 年時点で 6,499 点を提供している。

#### (3) ポリシー

Rijksstudio で公開されているほぼ全ての画像データ(ひいては Rijksmuseum が外部アーカイブに提供している全ての画像データ)には「Public Domain Mark 1.0(以下、PDM)」 42が付与されている。PDM は著作権保護期間が過ぎている(つまりパブリックドメインに属する)デジタルデータに適用され、当該データが著作権および関連の諸権利による如何なる制限も受けないことを示す。よってユーザーは Rijksstudio 上のコンテンツについて無償かつ無許諾で商業目的での利用を含むあらゆる二次利用(複製、配布、加工、改変等)が可能である。ここではクレジットの表記すら要求されてはいない。事実 Rijksstudio ではダウンロードや他サイトでのシェア機能に加えて、当該画像のトリミング用のインターフェースも実装されている。なおメタデータについては、Rijksstudio 上では特に記載は見られないが、Europeana への提供データに関してはすべて CCO(3.2.2 において詳述)が付与され権利放棄が行われている43。

Rijksmuseum 側でも Rijksstudio を介した自館コレクションの二次利用を積極的に推し進めている。例えば、著名作家に依頼して二次著作物を創作してもらう"ambassador campaign"や、あるいはアプリ開発やスカーフ、T シャツ、タトゥーといったファッション関連の商品開発など、これまで様々なプロジェクトが実施され様々な形で利用されている。また、毎年 Rijksstudio Award というユーザー参加型の企画を実施している。これはオランダ国内から美術館長などといった専門家を審査員として招聘し、ユーザーが Rijksstudio を用いて創作した二次著作物のコンクールであり、賞金(例として、一位作品には 10,0000)も出しているほか、最終選考まで残った作品については Rijksmuseum の本館にて一定期間展示を行っている。

また、Rijksmuseumには他のミュージアムと同様に画像利用申請・販売制度も存在する。 Rijksstudio からダウンロード可能な画像 (jpg) のマスターファイル (tiff) を希望する場合はウェブサイト上のフォームに当該作品の作品情報 (すべて Rijksstudio で検索可能)と

<sup>42</sup> https://creativecommons.org/publicdomain/mark/1.0/

<sup>43</sup> なお、CC0 は権利者が自身の著作物に付与することで権利放棄を行うためのツールであるが、一方の PDM は第三者が世界中でパブリックドメインであることが自明の著作物に付与することで当該著作物がパブリックドメイン作品であることを明示するためのツールである、という点で異なる。

申請者名やメールアドレスなどの基本的な情報を入力するだけで画像を無料で入手できる。 Rijksstudio上でダウンロード不可な作品については同一のフォームから申請し有償でマスターファイルを「購入」できる。無償で入手するにせよ購入するにせよこの制度を利用して画像を取得し、さらにそれを用いた出版物を刊行する場合には、当該画像の入手元(つまり Rijksmuseum)の明記と、同館の図書館で収集するために当該出版物のコピーを要求している。また、Rijksstudio上で検索した画像については有償で当該画像のポスターを購入することも可能である。

#### 3.2.2 Europeana

インタビュー調査は 2016 年 11 月 3 日 (現地時間)に実施した。インタビュー対象は Europeana Foundation のマネージメント部門副部長である、Harry Verwayen 氏である。

#### (1) 概要

Europeana とは、欧州に現存する約 3 億点のデジタル化文化資源のうち、約 5,000 万点のデータを集約し公開するデジタルアーカイブである。現在 Europeana には EU 加盟国を中心に 36 ヵ国から 3,500 を超える機関が参加している。Europeana 上で公開されるコンテンツの種類はテキスト、画像、動画、音声、3D データに分けられ、言語や国,権利情報(後述)などに応じて検索条件を絞ることができる。Europeana のユーザーインターフェースは、一般ユーザーを主な対象とする Europeana Collections 44、ミュージアムなど Europeana へのデータ提供機関を主な対象とする Europeana Pro45、アプリ開発者や研究者など Europeana の提供データを用いて新たなサービス・文化資源を作成する高度利用者層を対象とした Europeana Labs 46、の 3 種のポータルサイトから成る。

Europeana で公開されているデータは主に当該資料のメタデータ(およびプレビュー)であり、そこには提供元の機関のウェブサイトやデジタルアーカイブへのリンクが含まれている。したがってユーザーが Europeana 上でアクセスするのは基本的にメタデータであり、そこに含まれるリンクをたどることで,コンテンツ自体はデータ提供機関のウェブサイトやデジタルアーカイブで閲覧することとなる<sup>47</sup>。

Europeana の直接の運営主体は前述の様に Europeana Foundation という法人団体であり、その本部はオランダ、ハーグにあるオランダ王立図書館に設置されている。Europeana Foundation は約 50 名のスタッフと文化機関の代表など 17 名からなる理事会(Governing Board)で構成される。また Europeana Foundation は、Europeana 参加機関のうち 1,300名のメンバーによって構成される Europeana Network Association というコミュニティー

46 http://labs.europeana.eu/

<sup>44</sup> http://www.europeana.eu/portal/en

<sup>45</sup> http://pro.europeana.eu/

<sup>47</sup> ただし、現在 Europeana はメタデータだけでなくコンテンツ自体の提供も推奨しており、Europeana 上で直接アクセス可能なコンテンツは増加している。

と連携して業務にあたる。Europeana Network Association は投票により 30 名の委員 (Members Council)を選出し、さらにそこから 6 名を管理委員(Management Board)として 任命する。この 6 名は Europeana Foundation の理事も兼任する。この他に、先にも述べた 3,500 超の参加機関や EU 助成の関連プロジェクト、さらに技術者や各種専門家などからなる Europeana Tech というコミュニティーも存在する。Europeana の総体は、こうした団体・人々から成るネットワーク型の組織である。

#### (2) ポリシー

Europeana 上で提供されるすべてのデータには原則として権利情報を明記するよう規定しており、14 種の標準化された権利声明48の中から権利者が選択する。

これを踏まえて、Europeana 全体に係る一般的な利用条件は以下の通りである。

表 8

http://www.europeana.eu/portal/en/rights/terms.html より抜粋

Terms of Use

#### Metadata

All metadata available on europeana.eu are published free of restrictions, under the terms of the <u>Creative Commons CC0 1.0 Universal Public Domain Dedication</u>. However if you re-use data published by Europeana, we encourage you to follow the <u>Europeana Usage Guidelines for Metadata</u> and to provide attribution to the data sources whenever possible.



#### **Previews**

The previews that are shown on Europeana.eu can only be used in accordance with the rights information displayed alongside them (the badges underneath the previews). If there is no rights information displayed alongside a preview, these previews may only be used in accordance with the applicable copyright laws. However, in the latter event, please refer to the website of the data provider to find out whether other types of use are also allowed.

先に Europeana 上で提供されるデータは基本的に当該資料のメタデータとプレビューであると述べた。表 8 にあるように、メタデータについてはクリエイティブ・コモンズの「CCO

<sup>&</sup>lt;sup>48</sup> "Available Rights Statements". Euroepeana Professional. http://pro.europeana.eu/page/available-rights-statements

1.0 Universal Public Domain Dedication (以下、CCO)」49が付与される。CCO は、著作権が完全に放棄された状態であることを示すための「パブリック・ドメイン・ツール」の一つである。したがって、Europeana 上で流通する全てのメタデータはパブリックドメインであり、完全な自由利用が可能である。また、上記の利用条件の他に個別で利用ガイドラインが設定されている(後述)。一方のプレビューについては、原則として権利情報が記載されることになっている(特に記載の無い場合は当該データ提供機関が位置する国の著作権法が適用される)。

ユーザーがメタデータを利用する際のガイドライン(Usage Guidelines for Metadata)<sup>50</sup>では以下の様なことが記載されている。まず、前述の様に Europeana を介して提供されるすべてのメタデータには CCO が付与され、実質的な権利放棄が行われる。ただし、本ガイドラインではメタデータを利用する際に提供機関のクレジットを表記すること、および利用先でも CCO へのリンクを保持すること等を要求している。また、Europeana ではメタデータを継続的に更新しているため、更新情報を常に反映することが出来るようユーザーには API かもしくはリンクによってメタデータを取得・利用するよう働きかけている。さらに、Europeana が提供するメタデータを利用して作成した二次著作物についても元データと同様に CCO を適用するよう求めている。

また、Europeana 上で提供されているパブリックドメイン作品(PDM および CC0 が付与されている作品)の利用についても個別で利用ガイドライン(Public Domain Usage Guidelines)51が設けられており、以下の事項が要求されている。なお、このガイドラインには法的拘束力は無く、ユーザーの善意に基づくものであることが明記されている。

- パブリックドメイン作品を利用して二次著作物を作成した場合および元作品に改変を 行った場合には元作品の作成者および提供機関のクレジットを表記しないこと
- 改変を行った場合にはその旨を明示すること
- 二次著作物を作成した場合および元データに新たに情報を付与した場合にはそれを公開すること
- 元作品の作成者や提供者等が当該作品について改変を望まない場合あるいは特定の文脈において利用することを望む場合にはその意思を尊重すること
- 文化的に繊細な要素が含まれている場合には利用の仕方を考慮すること
- 特に提供機関が公的あるいは非営利機関でありかつ用途が商業・営利目的である場合 にはパブリックドメイン作品のデジタル化・公開・管理業務などへの支援を行うこと
- 利用したパブリックドメイン作品からは PDM を外したり誤った権利情報を付与したりせず PDM が適用されている旨を明示すること

50 http://www.europeana.eu/portal/en/rights/metadata.html

<sup>49</sup> https://creativecommons.org/publicdomain/zero/1.0/

<sup>51</sup> http://www.europeana.eu/portal/en/rights/public-domain.html

#### (3) 法制度

(3)では、EU レベル実施される、孤児著作物と公共セクター情報に関する取り組みについて詳述する。この2つの取り組みは、Europeana を介したパブリックドメイン作品のオープン化を推進する強力な装置であるといえる。

EU レベルでの取り組み:孤児著作物

#### a 孤児著作物とは

簡潔に言うと、孤児著作物(orphan works)とは権利者が不明な作品のことである。厳密な定義は存在しないが、権利者の存否・氏名・所在などといった権利者情報の確認が困難であるかあるいは不可能な状態にある著作物を意味する語として使われている。

著作物をデジタル化し公開するためには権利者に許諾を得る必要があるが、孤児著作物の場合はこうした権利処理を行うことは非常に困難である。そのうえ孤児著作物は権利者の没年も不明であるため,著作権保護期間がいつ終了する/したのかも分からない。現在 EU における保護期間は原則として権利者の死後 70 年となっており、この期間が過ぎた作品はパブリックドメインとして権利処理が不要となるが,没年が分からなければその区別をつけることが出来ず、結果として本来なら不要であるはずのコストも発生し得ることになる。

こうした孤児著作物の数は存外多く、例えば書籍に関していうと、英国において 1900 年から 2009 年に出版された約 4,756,746 点のうち約 13%である 627,688 点が孤児著作物である。また、映画では欧州フィルム・アーカイブが保有する映画作品 1,064,000 のうち 21% に相当する 225,000 点が孤児著作物であり、写真では英国の博物館が所有するすべてのコレクションのうち 90%が権利者不明であるという調査結果が出ている $^{52}$ 。

#### b 孤児著作物指令(Certain permitted uses of orphan works directive)

Europeana を成功させるためにはこうした大量の孤児著作物の活用が必須の課題であった。そのため EU は 2012 年に「孤児著作物指令(Certain permitted uses of orphan works directive)」53を公表し、これの解決に当たった。なお、EU 法における「指令」とは、加盟各国に対して、そこで示された基準を満たすような国内法を一定期間内に整備することを義務付けるという法令である。

この孤児著作物指令の対象となるのは EU 加盟国の公的な文化施設(図書館・美術館・博物館・文書館・研究教育機関・公共放送局等)である。そして、その所蔵作品について 一定の詳細な調査を行っても権利者が特定できない場合、その調査経過を所定の機関に登

<sup>&</sup>lt;sup>52</sup> Anna Vuopala. "Assessment of the Orphan works issue and Costs for Rights Clearance".

 $<sup>\</sup>frac{\text{http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32012L0028\&from=E}}{\text{N}}$ 

録すれば当該作品を「孤児著作物である」と承認し、公的機関がデジタル化・修復・公開などを行うことを認めるように定めている。また、一旦孤児著作物として承認された著作物については、EU 加盟国全域においても同様に扱うこととされる。なお、この際事前の補償金等を支払う必要はなく、さらに公開した著作物に課金する等収益を得ることも認められる(ただし収益の用途については規定がある)。

この指令の特徴は「オプトアウト」という考えが採用されていることである。一般に著作権を扱う場合は「オプトイン」という思想が採用されることが多い。オプトインではまず権利者を探し当て、交渉を行い、使用の許可を得ることで初めて当該著作物を使うことが可能となる。現在世界でみられる著作権法のほとんどはオプトインに基づいて設計されている。しかし、この方法では大量の作品をデジタル化・公開する際にも一々個別で権利処理を行う必要があり、特に孤児著作物のように権利者が不明な場合には、多大なコストが発生するため、実質的に使用が不可能となる。

一方の「オプトアウト」では、基本的には許諾をとらずとも作品の使用が認められることになり、権利者が現れ異論を唱えたときに初めて作品の使用が停止されるという仕組みを取る。権利者は自身の情報を登録することで利用を差し止めたり事後的に補償金を請求したりできるが、実際のところ権利者が名乗りをあげる確率は極めて低く、オプトインの場合と比べて作品を利用するコストは格段に低下する。なお、当然のことながら、権利者が作品の利用を停止するよう要求した場合でも過去の利用が著作権を侵害していたことにはならず、適法である。

#### c 権利情報データベース

孤児著作物を活用するためには、オプトアウトに基づく孤児著作物指令と並び,権利情報データベースの整備も重要となる。EU では「ARROW」54と呼ばれる、主に書籍を対象としてその著作者情報や権利情報を蓄積するためのシステムを構築するプロジェクトが進められてきた。2011 年からは新たに「ARROW Plus」という後継プロジェクトが始動している。

先に述べた様に、孤児著作物指令では一定の調査をおこなっても権利者が見つからない場合その調査経過を登録することで該当作品が「孤児著作物」であると認められるが、その登録先となるのが ARROW のデータベースである。ここには調査経過に加えて当該作品が孤児著作物であるか否かといった情報や、後々権利者が現れた場合にはその情報なども登録される。

こうして蓄積された情報は他機関による権利者調査の際にも参照されることとなり,権利処理にかかる時間・労力の削減につながる。この権利情報データベースと孤児著作物指令の組み合わせにより、Europeana ひいては欧州の各データベースが提供するコンテンツ数は拡大の一途を辿っている。

-

<sup>54</sup> https://www.arrow-net.eu/

EU レベルでの取り組み:公共セクター情報

#### a 公共セクター情報とは

公共セクター情報(Public Sector Information、以下 PSI)とは政府機関や地方自治体などの公的機関(公共セクター)によって作成・収集・保管された情報(あるいは公的機関から助成を受けた情報)のことであり、公共データとも呼ばれる。

近年関心の集まっているオープンデータ政策やオープンガバメント運動の対象となるのもこの PSI であり、具体的には地理空間情報(G 空間情報)や防災・災害情報、気象情報、各種統計情報などが含まれる。オープンデータ政策では PSI を再利用しやすい形式でインターネット上に公開することで新たな社会的・経済的価値が生み出されることが期待されており、欧州をはじめ米国や日本においても取り組みが進められている。

#### b 公共セクター情報の再利用指令

2003年, EU におけるオープンデータ政策の一環として、加盟国間の PSI 利活用のための共通原則を定める「公共セクター情報の再利用指令(Directive on Re-Use of Public Sector Information: 以下 PSI 指令)」55が採択された。

PSI 指令の適用対象となるのは EU 加盟国の中央政府・地方自治体,独立行政法人などの公的機関が保有する情報である。これらのうち例外として、図書館・博物館・文書館等の文化機関や公共放送局、研究教育機関などが保有する情報、機密性の高い情報、第三者が知的財産権を保有する情報については本指令の適用対象外であるとされた。

PSI 指令が定めるのは EU 加盟国が PSI を再利用可能にする際の条件である。公的機関がどういった情報を再利用の対象とするかは各国の任意であるが、対象とする PSI については、 課金を行う場合には当該情報の収集・作成・複製・配布にかかる費用,投資に対するリターンを超えてはならないこと、 特定の私的主体に対する独占的提供等の排他的契約を行ってはならないこと(排他的契約の禁止) (PSI の)利用条件については電子的に処理可能な標準化されたライセンスによって記述されるのが望ましく、中央政府以外の様々な公的機関においても出来るだけ統一されたライセンスを用いるよう努めるべきことなどが要求される

そして 2013 年 6 月、Europeana への文化資源の集約を念頭に置き,同指令は大幅に改正された。まず、同指令の対象に、従来は適用対象外とされてきた文化機関の情報が含まれるようになった(公共放送局と研究教育機関の情報に関しては引き続き適用対象外)。加えて、文化機関については、前述の排他的契約の禁止という条件が同指令の発効後 6 年間は適用されないものとする緩和措置が取られている。これは文化資源の大規模なデジタル

 $\underline{\text{http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32003L0098\&from=ent/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:320088\&from=ent/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:320088\&from=ent/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:320088\&from=e$ 

<sup>55</sup> 

化には民間企業による密な協力が不可欠であるという事情を考慮した措置と考えられる。

また、改正前の指令では具体的にどういった情報を再利用の対象とするかは各国の判断に委ねられていたが、本改正では適用除外に該当しない PSI はすべて再利用可能とすることが義務付けられた。また、出来るだけ機械可読形式で PSI を公開するよう努力することも義務付けるなど、再利用を促進するような条件が追加されている。

#### 4章 考察

2 章および3章において、国内外のミュージアムにおけるデジタルアーカイブ関連業務と 所管デジタルアーカイブおよびそこで課されるポリシーの実態を明らかにした。本章では これを通して得た知見を援用しつつ、パブリックドメイン作品の公開状況およびその背後 にある「囲い込み」と「オープン化」を巡る諸要因について考察する。

#### 4.1 パブリックドメイン作品の公開状況

1章で述べたように、ミュージアムではポリシーを通してパブリックドメイン作品(の画像データ)の「囲い込み」が行われているとの指摘がなされている。特に、Crews (2012)は「著作権過当保護(copyright overreaching)」という語を用いて、ミュージアムにおけるパブリックドメイン作品の囲い込みの様態を 4 種類に分類している。Crews らの議論は米国および欧州の法環境に基づくものであるが、日本においても中野(2006)が「著作権存在偽装問題」という語によりミュージアム含む文化機関一般においてパブリックドメイン作品の囲い込み行われていることを明らかにしている。ただし、中野(2006)は問題の存在を指摘するに留まり、個々の文化機関において実際にどの様な方法で囲い込みがなされているかに関する具体例を示してはいない。そこで、本節ではまず 4.1.1 において我が国における「パブリックドメイン」に対して法的検討を行うことで以降の議論の輪郭を明らかにし、4.1.2 において Crews(2012)による「著作権過当保護(copyright overreaching)」の 4 類型を概括・導入し、4.1.3 ではこれに基づいて 2 章および 3 章で述べた各ミュージアムのポリシーを分析することで、主に日本のミュージアムにおいて実際にパブリックドメイン作品の囲い込みは行われているのか、行われているのであればそれはどの様な方法に拠るか、を考察する。

なお、議論を進める前にいくつかの点を確認する必要がある。まず、Crews (2012) は必ずしもミュージアムによるパブリックドメイン作品の囲い込みを糾弾しているわけではなく、ただ「不法」ないし「過当」な著作権の権利主張に対してのみ批判を行っている。例えば、原作品のデジタル化や公開等といったデジタルアーカイブ関連業務には必然的にコストが発生するため、そのコストを補填するためにもパブリックドメイン作品の画像販売ないし有償貸出業務等は正当化され得る。また、自館の所蔵するパブリックドメイン作品の原作品について館外の人間が撮影を希望する場合に各ミュージアムが許諾や料金を要求する行為も当然正当なものであると言える56。本節においても Crews の立場に準じ、ミュージアムに対して倫理的批判を加えることを目的とするのではなく、あくまで現状の把握・分析を目指すものとする。

また、本章ないし本稿全体において議論の対象とするのはパブリックドメイン作品(当該作品の複製物を含む)であり、著作権保護期間内にある作品・データについて言及する

<sup>56</sup> ただし、これは著作権ではなく所有権およびその反射効果によるものであることに留意されたい。

ものではないことを付記する。

## 4.1.1 「パブリックドメイン」に関する法的検討

我が国の現行著作権法の保護期間は当該著作物の創作時に始まり、原則として創作者の 死後 50 年で消尽する<sup>57</sup>。保護期間が満了した著作物はパブリックドメイン(公有)に帰し、 著作者の人格的利益を害さない限りで自由利用が可能となる。そして、本研究の研究対象 であるミュージアムの所蔵するコレクションの大部分は歴史的価値を有する文化財であり、 創作者の死後 50 年は優に経過していると考えられる。

それでは原作品がパブリックドメインであるとき、その複製物 つまり画像 の権利状態はどうなるのであろうか。本研究が対象とするミュージアムのデジタルアーカイブにおける提供コンテンツの多くは所蔵コレクションをデジタル撮影した画像データであるが、これは著作権法でいう「写真の著作物」に該当する。そして、写真の著作物の著作物性については、被写体の性質を絵画等の平面物と彫刻等の立体物の 2 つに分けて考える必要がある。

結論から述べると、平面物を被写体とする写真の著作物には基本的に著作物性が認められず、立体物を被写体とする場合は著作物性が存在すると解される。

まず、平面物を対象とする写真の著作物性については、「版画の写真事件」(東京地裁平成 10 年 11 月 30 日判決)が参考となる。本件で主な争点となったのは版画という平面物を被写体とする写真の著作物性の有無であると言える。本件の判旨は次の通りである。

「(…)撮影対象が平面的な作品である場合には、正面から撮影する以外に撮影位置を選択する余地がない上、右認定のような技術的な配慮 (筆者注:「光線の照射方法の選択と調節、フィルムやカメラの選択、露光の決定等」)も、原画をできるだけ忠実に再現するためにされるものであって、独自に何かを付け加えるというものではないから、そのような写真は『思想又は感情を創作的に表現したもの』(著作権法二条一項一号)ということはできない。」58

つまり、本件の様に被写体を忠実に再現することに主眼が置かれている写真については、写真それ自体に技術的工夫がなされているとはいえども撮影者自身の創作性が付与されているとはいえず、著作物性は認められない よって著作権は発生せずパブリックドメインとして扱われる。

デジタルアーカイブに収録される(平面物を対象とする)画像についても、被写体を忠実に再現したものであると考えられるため、少なくとも著作権に依る保護は及ばないことになる。相澤(2001)によると、「版画の写真事件」の判決は「被写体を写真撮影すること

<sup>57</sup> 著作権法 51 条

<sup>58</sup> 東京地裁平成 10 年 11 月 30 日判決知的裁集 30 巻 4 号 956 頁。

によって、著作権法によって保護されない被写体について、実質的な保護を受けるということを否定するもの」であり、これをデジタルアーカイブに当てはめると、「デジタル・アーカイヴ(筆者注:原文ママ)に収録されている絵画そのものが著作権法によって保護されていない場合には、美術品の写真の著作権によって保護を受けることができないことになる。」59

一方の、立体物を被写体とする写真の著作物性について、北村(2009)は、例え撮影者が当該立体物の忠実な再現を目指す場合であっても、アングルの選択や照明の工夫等において撮影者による当該立体物に対する評価が反映される余地が、平面物を撮影対象とする場合と比して大きく、それゆえ立体物の写真には撮影者の思想または感情が表現され得ると述べている<sup>60</sup>。これに関連する判例としては「スメルゲット事件」(知財高裁平成 18 年 3 月 29 日判決)が存在する。本件はシックハウス症候群対策品(「スメルゲット」および「ホルムゲット」)という著作物性が認められない立体物の紹介用写真の著作物性の有無を争ったものであり、「著作物性を肯定し得る限界事例に近いもの」であるが、最終的に当該写真には、「被写体の選択・組合せ・配置、構図・カメラアングルの設定、シャッターチャンスの補足、被写体と光線との関係(順光、逆光、斜光等)、陰影の付け方、色彩の配合、部分の強調・省略、背景等の諸要素」という創作性の要件が存在するとして、著作物性が認められている<sup>61</sup>。以上のことから、デジタルアーカイブに収録される、彫刻等の立体物を対象とする画像については、当該作品がパブリックドメインであるとしても、平面物の場合とは異なり著作権が発生すると解される。

日本国外において写真の著作物の著作物性が争点となった事例としては、Bridgeman Art Library、Ltd. v. Corel Corp. (以下、Bridgeman 事件)が挙げられる。本件ではパブリックドメインである芸術作品の写真による複製物の著作物性の有無が争われ、結果として、「版画の写真事件」等と同様に、絵画等の平面物を撮影対象とする写真については著作物性が否定され、立体物を撮影対象とする写真については著作物性が肯定されている<sup>62</sup>。本件は米国における判例であるが、英国および EU 法においても写真の著作物性について本件と同様の基準が採用されている<sup>63</sup>。

なお、東博および奈良博では、「版画の写真事件」の判旨 平面物を忠実に再現した写真には著作物性が認められない および立体物を撮影対象とする写真には著作物性が存在し得ることついて把握したうえでデジタルアーカイブ関連業務を行っている<sup>64</sup>。

62 Bridgeman Art Library, Ltd. v. Corel Corp., 36 F. Supp. 2d 191 (S.D.N.Y. 1999).

<sup>59</sup> 相澤英孝「判批」斎藤博 = 半田正夫編『著作権判例百選(第3版)』42頁,43頁(2001)。

<sup>60</sup> 北村行夫「判批」中山信弘ほか編『著作権判例百選(第4版)』26頁,27頁(2009)。

<sup>61</sup> 知財高裁平成 18年3月29日判決判タ1234号295頁。

<sup>&</sup>lt;sup>63</sup> Petri, Grischka. The Public Domain vs. the Museum: The Limits of Copyright and Reproductions of Two-dimensional Works of Art. Journal of Conservation and Museum Studies. 2014, vol. 12, no. 1, p. 1-12.

<sup>64</sup> 東京国立博物館博物館情報課長および奈良国立博物館資料室長を対象とするインタビュー調査の結果による。

# 4.1.2 「著作権過当保護 (copyright overreaching)」の 4 類型

4.1.1 で確認したように、デジタルアーカイブのコンテンツのうち、絵画や古地図を対象とする画像データについては著作権が発生せず、パブリックドメインである。当該原作品を撮影する際に高度な技術的工夫がなされていようとも、またそのために多大なコストが発生していようとも、それは写真の著作物の著作物性を左右する要件とはならない65。しかしながら、前述の様に、法的根拠が存在しないにも関わらずこの様な画像について著作権法の名の下に「保護」を試みる事例が多く存在することが指摘されている。特に、Crews(2012)はポリシーに着目することで、ミュージアムによるパブリックドメイン作品に対する「著作権過当保護(copyright overreaching)」の様態を 4 種類に類型化している66。この 4 類型は相互排他性にやや難点が見受けられるものの、囲い込みの実際を分析する上での足掛かりになると考えられるため、以下本項においては日本の著作権法に照合しつつこれを概括する67。

## (1)パブリックドメインに対する権利主張

これはさらに次の 2 種類に分けることが出来る。まず、著作権法の範囲を超えた主張をしている場合である。具体的には、Bridgeman 事件の判旨を故意か過失かに関わらず無視している場合である。日本の法理で本パターンを考えるならば、これは上述の「版画の写真事件」において示された判旨を無視しているということになる。2 つ目のパターンは、あまりに包括的なポリシーを一律に課している場合である。ミュージアムの提供するウェブサイトやデジタルアーカイブには様々な権利状態のコンテンツ(例えば、平面物を対象とする画像と立体物を対象とする画像)が含まれているにも関わらず、一律で著作権が発生していると主張すること等が本パターンに該当する。

# (2) 実際にはミュージアムが保持していない法的権利の主張

主張される法的権利自体は妥当なものであるが、その権利を実際に所持しているのはミュージアムではないというパターンである。例えば、著作権保護期間内にあるコレクションについて、権利者から著作権の譲渡を受けていないにも関わらず、ポリシー内でミュージアムが著作権を有しているかのように主張することなどが挙げられる。さらに複雑なケースとしては、ポリシー内で当該作品に係る著作権をミュージアムでは所持していないことを明記しているにも関わらず、ユーザーが利用を希望する際には著作権者のみならずミュージアムにも利用許諾を得るよう要求するという例も存在する。

<sup>66</sup> Crews, Kenneth D. Museum Policies and Art Images: Conflicting Objectives and Copyright Overreaching. Fordham Intellectual Property, Media & Entertainment Law Journal. 2012, vol. 22, p. 795-834.

<sup>65</sup> ただし、不法行為には該当し得る。

<sup>67</sup> なお、Crews (2012) の議論は米国法に基づくものである。

## (3) 著作権法を超えた権利の主張

著作権の支分権には特に規定の無い事項を要求するケースがこれに該当する。このパターンは画像の貸出・販売やライセンシングなどの商業的活動において多く見られる。例えば、ある画像を貸出するに当たってその利用に回数制限(往々にして一回)を課すことが挙げられる。利用目的が出版物への引用である場合は、当該出版物を再版したり翻訳版を出版したりするたびに利用許諾を取る必要が生じることとなる。また、利用の際に技術的な条件が課されることもある。例えば、当該画像の引用に際して解像度やサイズを指定する場合がこれに相当する。

## (4) 擬似的な著作者人格権 (moral rights) の主張

財産権としての著作権とは異なり、著作者人格権は譲渡不可の人格権類似の権利である。我が国の著作権法における著作者人格権の具体的な権利としては、未公表の著作物に有無を決定できる公表権68や、「著作物の原作品」についてまたは「著作物の公衆への提供若しくは提示」に際してクレジットを表記するか否かを決定できる氏名表示権69、著作物の意に反する改変を受けない同一性保持権70などが存在する。そのため、ミュージアムがポリシーにおいて当該作品の「著作者」のクレジット表記を規定するのは著作者人格権を反映したものであると解することが出来るが、当該作品の所有者ないし提供者に過ぎないミュージアム自身のクレジット表記も義務付ける場合には法的根拠が認められず、権利過当保護に該当することとなる。こうした法的根拠が無いにも関わらず主張される著作者人格権様の制限について、Crews は擬似著作者人格権(quasi-moral rights)が発生していると指摘している。

なお本パターンについて、Crews は上記に加えて、トリミングやテキスト情報の画像上への貼付け等を禁止することや著作者の死後にも当該作品の利用について著作者人格権に基づく制限を課すことは、moral rights 上に既定の無い行為であり、権利過当保護に該当すると述べているが、我が国の著作権法は著作者人格権に対して米国よりも強い保護を与えているため、以上 2 つのケースについては我が国の場合必ずしも過当保護には該当し得ないと考えられる71。

#### 4.1.3 ポリシーの比較検討

<sup>68</sup> 著作権法 18条

<sup>69</sup> 著作権法 19 条

<sup>70</sup> 著作権法 20 条

<sup>71</sup> 例えば、米国法の場合 moral rights は著作者の死後消尽するものであるが、我が国においては「著作物を公衆に提供し、又は提示する者は、その著作物の著作者が存しなくなつた後においても、著作者が存しているとしたならばその著作者人格権の侵害となるべき行為をしてはならない。ただし、その行為の性質及び程度、社会的事情の変動その他によりその行為が当該著作者の意を害しないと認められる場合は、この限りでない。」(著作権法60条)とある。

本節では 4.1.2 で論じた、Crews による著作権過当保護 (copyright overreaching) の 4 類型を踏まえて、2 章および 3 章で明らかにした各ミュージアムのポリシーを分析する。

まず、前項(1)で述べた「パブリックドメインに対する権利主張」についてであるが、 東博を除いた国内国立博物館 3 館の利用条件においては包括的なポリシーが設定されてい る。例えば奈良博では表 4 が包括的ポリシーに該当する72が、これは特に好意的な解釈をし ない限り、奈良博のデジタルアーカイブに収録されている平面物の画像についても著作権 の保護下にあると見える表現であると言えよう。京博(表 6)73や九博(表 7)74について も同様のことが言える。より直接的な例としては、文化遺産オンラインのポリシー(「この ホームページに掲載されている個々の情報(文字、写真、動画、イラスト等)は著作権の 対象となっています。」75が挙げられる。

本章の最初に述べたように、本稿はミュージアムが自館の提供するデータの利用について法的根拠が存在しないまたは不明確であるにも関わらず何らかの制限を課す行為 すなわち「囲い込み」 は、正当化され得る場合もあるという立場を取る。しかし、制限を課すにせよ、著作権法と祖語のあるポリシーを記載するのではなく、別の表現を取ることは十分可能であろう。例えば東博のポリシー(表 1) 76は、祖語を回避している好例であると言える。

また、画像貸出制度において当該画像の利用方法に条件を課すのも「パブリックドメインに対する権利主張」に該当し得る。前述の様に、東博および奈良博では提供データについて無許諾かつ無償利用が可能となる範囲を設定している。ここで範囲の分水嶺となるのは主に商業利用か否かであるが、提供データの内にはパブリックドメインにあるものが大量に含まれており、こうした範囲の設定は法的な正確性を欠くものである。かつ、非商業

<sup>72 「</sup>このウェブサイトに掲載される全てのコンテンツ (テキスト、画像、資料など)に関する著作権その他の権利は当館及び当館に情報を提供している提供者に帰属します。これらのコンテンツは、日本の著作権法、国際条約及び他国の著作権法により保護されており、著作権法に定められている私的利用の範囲を超えて利用することはできません。」

<sup>73 「</sup>当館ウェブサイトのコンテンツ(文章、図版、編集情報およびデザイン)に関する権利は、当館及び当館に情報を提供している提供者に帰属します。当ウェブサイトをご利用の皆様は、個人的または家庭内その他著作権法に準ずる範囲内に限り、コンテンツの利用及び複製ができます。上記の場合および著作権法が定める場合を除いて、コンテンツの複製、転用、販売などの二次利用行為については一切禁じます。」

<sup>74「</sup>九州国立博物館の Web サイト、http://www.kyuhaku.jp 及び http://www.kyuhaku.com のコンテンツ(文章、図版、編集情報およびデザイン)に関する著作権は、特に断りのない場合にはすべて独立行政法人国立博物館九州国立博物館が有しており、その扱いは日本の著作権法に従います。私的利用、引用、その他法律の定めた範囲を越えて著作権者の承諾なしに当 Web サイトのコンテンツを他のメディア(印刷物、放送、CD-ROM、WWWページ等)へ複製あるいは転用し頒布あるいは閲覧させる等の行為を一切禁じます。」

<sup>75</sup> http://bunka.nii.ac.jp/about/index.html

<sup>76 「</sup>当サイト内のテキスト・全画像・資料は、利用者個人がブラウザを用いて画面上で見ることを前提にしています。別の媒体に収録して再配布する等の行為は有償・無償を問わず許諾できません。」

利用である場合にも無償無許諾で利用可能となるためにはさらなる条件を設定しているが、そもそも商業利用か否かの判断も含めて、法的根拠が無いにも関わらずミュージアム側に非常に強い権限を主張するポリシーであると言える。この権限の強さは、東博における「公序良俗に反する、文化財の価値を著しく毀損する等、当館が不適切な利用と認めた場合には、画像利用の差し止めを求める場合があ」るという規定に顕著に表れている「で、また、設定した条件の違反者に対して、例えば奈良博では「利用許可を停止し、以降の申請を受け付け」ないというペナルティが設定されており、本来自由利用が可能であるはずのパブリックドメイン作品について、実質的な制限が為されている「8。

さらにこの画像貸出制度においては、前項(3)および(4)で述べた「著作権法を超えた権利の主張」と「擬似的な著作者人格権の主張」も見受けられる。前者について、例えば奈良博では利用回数に制限が課されており、出版物に掲載する場合は重版であれば再利用の許諾は不要であるが、再版や放送などに利用する場合の再放送では再度許諾を得る必要がある。また、東博では2016年現在無償利用の条件として表2の様な詳細な条件が課されている7980。奈良博では東博と違い、個別で詳細に用途を規定するような項目は見られないが、非商業的な学術利用が目的であっても公刊を予定する場合には無許諾無償利用可能の条件には該当しないことになる。

「擬似的な著作者人格権の主張」について、前述の様に、Crews (2012)が米国のミュージアムを対象事例として指摘する提供画像の利用に課するトリミング等の加工を禁止する行為は、日本の著作権法においては著作権過当保護には必ずしも該当しない。これについて、京博ではポリシーとしてトリミング含む加工を行う際には許諾を得るよう規定81しており、奈良博および九博においても「文化財のイメージを損なうような画像の加工はご遠慮ください」82といった記載が見される。しかしながら、東博の場合は「切り抜き(トリミング)以外の加工をしないこと」83との規定から、トリミングについては制限を課していないことが分かる。

また、前項(4)においてミュージアムへのクレジット表記を規定する法的根拠は存在しないことを述べたが、東博では無償利用の範囲に属する場合でも提供者として東博のクレジットを表記するよう義務付けている(「東京国立博物館の画像であることを明示すること」

http://www.tnm.jp/modules/r free page/index.php?id=1372

<sup>78</sup> http://www.narahaku.go.jp/archives/02.html

 $<sup>^{79}</sup>$  「印刷する場合、 $^{2}$ ,000 部以下であること」「印刷する場合、画像は  $^{45}$  サイズ以下で出力されること」「学術論文等では本文での掲載のみとし、表紙や口絵での利用を除く」「 $^{1}$  つの成果物に含まれる画像の点数が  $^{20}$  枚を超えないこと」

<sup>80</sup> ただし、2.2.1 で述べた様に、同館博物館情報課長によるとこれらの条件については将来的な撤廃が予定されているとのことである。

<sup>81</sup> http://www.kyohaku.go.jp/jp/pct/pdf/kashidashi\_youkou.pdf

<sup>82</sup> http://www.kyuhaku.jp/visit/visit\_gazo.html

<sup>83 &</sup>lt;a href="http://www.tnm.jp/modules/r-free-page/index.php?id=1372">http://www.tnm.jp/modules/r-free-page/index.php?id=1372</a>

84) ほか、TNM イメージアーカイブを介した画像貸出の場合にも、例え当該画像の原作品の所有者が東博ではなかったとしても、所有者のものと合わせて画像提供者として TNM イメージアーカイブのクレジット表記を要求している85。また、京博でも画像利用に際して当該原作品の所蔵先のクレジット表記を求めているほか、東博(TNM イメージアーカイブ)・京博ともに、貸出申請者に対して、当該画像を利用した成果物には、当該画像の複製を禁止する旨を表記することも要求している86。

なお、「実際にはミュージアムが保持していない法的権利の主張」については、今回調査対象としたすべてのミュージアムのポリシーでは公開コンテンツについてミュージアムが権利を所持している場合と館外に権利者がいる場合の双方があり得ることを明記しており、4.1.2 で述べたような「権利者から著作権の譲渡を受けていないにも関わらず、ポリシー内でミュージアムが著作権を有しているかのように主張する」パターンは見受けられない。さらに、Crews (2012)が抽出した本パターンはそもそも権利が発生しておりかつ保護期間内にある作品・画像を念頭に置いたものであるため、コレクションの大半がパブリックドメイン作品であるはずの本研究の調査対象館においては基本的に該当しないと考えられる。

この他に、「著作権法」の過当保護には当たらないため Crews (2012) の指摘には見られないが、実質的にパブリックドメイン作品の公開を妨げているものとして、「所有権」の問題を提起したい。2.2.2 で述べたように、奈良博の「日本美術院彫刻等修理記録データベース」ではガラス乾板(つまり平面物)の画像データについては、ガラス乾板自体の対象に個人や寺社が所有する文化財が含まれているため、「所有権を考慮して」当該画像については公開を控えているという。そして、これについて実際に「所有者」側から個別に要望が寄せられたことは無く、奈良博側の自主規制という形で決定がなされたという87。ここで著作権と所有権の問題について若干の検討を加えたい。

結論から言うと、この場合、少なくとも法的観点からは所有権を考慮する必要はない。 なぜなら、所有権は当該文化財の有体物としての側面のみに効力を持つのであり、当該文 化財の無体物としての側面に効力を持つ著作権とは区別されるべきものだからである。つ まり、原作品の所有権には、当該作品の複製物(画像等)に対する排他的権能は含まれず、 複製物の所有者である奈良博は本来原作品の所有者の所有権を考慮せずに当該複製物を利 用することが出来る88。ただし、本件にはこの「擬似所有権」の問題の他にもプライバシー 等他の観点の問題も含まれていることを改めて付記しておく。

<sup>84</sup> http://www.tnm.jp/modules/r\_free\_page/index.php?id=1372

<sup>85</sup> https://images.dnpartcom.jp/pdf/list TNM.pdf

<sup>86</sup> http://www.kyohaku.go.jp/jp/pct/pdf/kashidashi\_youkou.pdf

<sup>87</sup> 奈良国立博物館資料室長へのインタビュー調査による。

<sup>88</sup> 著作権と所有権の関係の詳細については、「顔真卿自書建中告身帖事件」(最高裁昭和59年1月20日第二小法廷判決民集38巻1号1頁)および中山信弘. 著作権法. 第二版, 有斐閣, 2014, p.241-246を参照されたし。

以上、Crewsによる overreaching の 4 類型を参照しつつ日本国内の国立博物館 4 館のポリシーを分析した。結果としては、Crews (2012)の指摘する著作権過当保護は我が国のミューズアムのポリシー中にも存在することが明らかとなった。ただし、通時的な傾向としてはパブリックドメイン作品含む画像の公開は進んでいると言えよう。上述のように東博では現状の利用条件の部分的改訂を予定しているうえ、将来的にはオープンライセンスを採用する可能性もあるという89。奈良博についても、2016 年度から新たに収蔵品アーカイブにおいて画像のダウンロードを可能にしている。なお、以上の議論で取り上げたポリシーの対象は主に所蔵コレクションのデジタル画像を対象としており、国内では各館ともにメタデータは基本的に二次利用を想定しておらず、ポリシー中で規定も設けていない。また、2.2.1 で述べたように、ミュージアム側としては当該作品の名称や作者名、制作年等の簡単な事項については著作権は発生しないが、数行程度以上の解説文については権利が発生しているとの認識を示している。

それでは、一方の Rijksmuseum と Europeana はどうであろうか。3.2.1 で見たように、Rijksmuseum の有する Rijksstudio は、世界的にも有数のオープン化を指向したデジタルアーカイブであると言える。そして、Europeana はパブリックドメインの公開およびその利活用の促進を至上命題に掲げている<sup>90</sup>。 Rijksstudio の場合、前述の通り公開しているデータについてはほぼすべてに PDM を付与し自由利用を可能としており、提供者としての同館のクレジット表記および著作者のクレジット表記も要求していない<sup>91</sup>。さらに、トリミング用のインターフェースの実装や各種プロジェクトの企画を通して積極的にコンテンツの利活用を促す仕組みを取っている。この様に、我が国のミュージアムを始めとする他館のデジタルアーカイブと比べ、徹底的にオープンな利用条件となっていると言えよう。ただし、日本のミュージアムとの類似点として、Rijksmuseum でも画像販売制度を有している他、同館の提供データを用いて出版物を作成する場合は、同館のクレジットを表記するよう要求している。

Europeana のポリシーの含意は、Rijksmuseum と同様にオープン化を指向していることに加えて、3,500 を超えるデータ提供機関間のポリシーの標準化にあると言える。これを実現するための施策としてメタデータは一律で CCO を付与しているほか、画像等コンテンツについては標準化された 14 の権利声明92の中から提供機関が任意で選択するという方法で権利情報を明記するよう策定している。また、ユーザーの立場から見ると、Euroepana で公開されているコンテンツは権利情報別でも検索可能(大別すると、自由利用が可能なもの、何らかの制限が課されているもの、二次利用不可のものの 3 種類)であり、提供機関

<sup>89</sup> 東京国立博物館博物館情報課長へのインタビュー調査による。

<sup>&</sup>lt;sup>90</sup> "Europeana Startegy 2015-2020". Europeana Professional.

<sup>91</sup> ただし、RIjksstudio のインターフェース上に実装されている外部サイト (Twitter 等) へのシェア機能を利用する場合は自動的に url を介して Rijksmuseum が当該画像の提供者であることが示される。

<sup>92 &</sup>quot;Available Rights Statements". Euroepeana Professional.

間の個々のポリシーの異同を気にすることなく(さらには API を介した機械利用も含めて) 横断的にデータを利用できるため、個々のデジタルアーカイブからデータを収集する場合 と比べて検索に係るコストを抑えることが可能となる。なお、3.2.2 で見たように、 Euorpeana のポリシーにおいても、パブリックドメイン作品に対して二次利用の際には当 該データの提供館へのクレジット表記するよう要求しているが、これはあくまでユーザー の善意に基づくものであり法的拘束力は持たないという、過当保護を回避するための一文 が記載されている。

## 4.2 「囲い込み」の要因

4.1 において、我が国のミュージアムにでも Crews らの指摘するようなパブリックドメイン作品に対する囲い込みが起きていることを明らかにした。本項ではこれを受けて、なぜミュージアムにおいてパブリックドメイン作品の囲い込みが起こるのか、その要因を考察する。

## 4.2.1 職業倫理的要因

コレクションの同定識別およびその真正性(integrity)の確保はミュージアムの業務の根幹をなすものである。我々利用者も、例えば展示等を通してこうした業務の恩恵にあずかっている。歴史的に、ミュージアムではコレクションを調査・研究し、永続的に保存することでその真正性を守り続けてきたと言えよう。しかしながら、デジタル技術が進展した現代において、ミュージアムが真の意味でそのコレクションを庇護下に留めておくことは困難となりつつある。

インターネット上では出自不明な文化財の画像が無数に氾濫しており、そうした画像には低解像度であったり変色していたりするなど低品質なものから非常に高品質なものまでが含まれる。それゆえ、従来業務の延長 つまり真正性の維持を目的として、提供画像の利用方法に対して制限を課すインセンティブが働くことになると考えられる。以上の観点について、Petri(2014)は「コントロールの喪失への恐れ」<sup>93</sup>、Crews(2012)は「真正性(integrity)の保護」<sup>94</sup>という言葉でそれぞれ説明している。また、Verwayen(2011)によると、ミュージアムはメタデータをオープン化することにより、それが原資料から分離したまま拡散してくこと つまり文脈から切り離されること を危惧しているという<sup>95</sup>。また、奈良博資料室長によると、貸出画像制度において成果物の提出を求めるのは、利

Petri, Grischka. The Public Domain vs. the Museum: The Limits of Copyright and Reproductions of Two-dimensional Works of Art. Journal of Conservation and Museum

Studies. 2014, vol. 12, no. 1, p. 1-12.

94 Crews, Kenneth D. Museum Policies and Art Images: Conflicting Objectives and Copyright Overreaching. Fordham Intellectual Property, Media & Entertainment Law Journal. 2012, vol. 22, p. 795-834.

<sup>&</sup>lt;sup>95</sup> Verwayen, Harry. et al. "The Problem of the Yellow Milkmaid: A Business Model Perspective on Open Metadata". Europeana Professional, 2011, 25p.

用状況の確認に加えて当該成果物 特に出版物 を自館のライブラリーでも収集するためでもあるという。ミュージアムにとっては教育普及活動などを通してコレクションに関する知識を広く社会的に共有し新たな価値を創造することも主要業務に含まれる<sup>96</sup>。そのため、成果物の提出要求にも、自館のコレクションに係る知識を網羅的に収集・公開するという職業倫理に基づく側面があると考えられる。

#### 4.2.2 経済・経営的要因

最も直接的な囲い込みの動機としては、経済的要因が挙げられよう。現在世界的にミュージアムを始めとする文化機関への公的助成は減少傾向にあり、財政面での自立が求められている。こうした中、先に述べたデジタル化およびデジタルアーカイブの運営に係るコストの補填を求める心理は切迫したものであると言えよう。また、画像やメタデータの販売を実施している館にとってはこれをオープン化することは直接的に収入の減少につながるため、囲い込みにインセンティブが働くと考えられる。実際、図 6 に示すようにRijksmuseum ではパブリックドメイン作品の無償ダウンロードを可能にした 2013 年を境に販売額は激減している<sup>97</sup>。

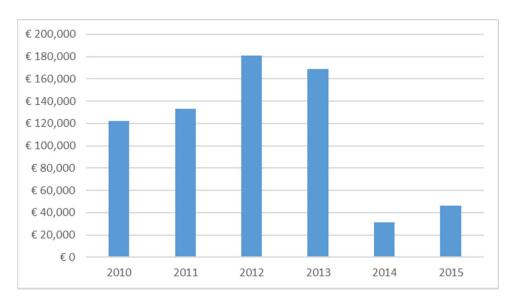


図 6 Rijksmuseum 画像販売収益 (2010-2015)

さらに、画像販売の収益には無視できないものがあり、例えば東博では TNM イメージアーカイブを介した年間受付数は約 2 千件であり、収益は年間数千万円に上るという98。また、

45

<sup>96 &</sup>quot;博物館の原則:博物館関係者の行動規範". 日本博物館協会. 2014, 30p.

<sup>97</sup> Rijksmuseum 年次報告 (Jaarverslag 2010-2015) の数値を基に筆者作成

<sup>98</sup> 東京国立博物館博物館情報課長へのインタビュー調査による。

奈良博の特別観覧の年間受付数は 200~300 件程度であるといい<sup>99</sup>、仮にすべての利用申請が一件につき画像五枚の利用であり、新規撮影(デジタル画像、カラー)で、画像サイズは M (A4 以下 ) 送付先は国内という条件で計算すると、年間収益は約 480~700 万円となる<sup>100</sup>。年間事業収益に占める割合で言うと、東博では数%~十数%、奈良博の場合も数%程度に相当する。なお、販売制度の利用者は大半が法人であり、主に学術機関や教育機関、出版社や放送局などのメディア・マスコミ関係が利用する。東博の博物館情報課長曰く、パブリックドメイン作品であるにも関わらず利用者が有償で申請を行う背景には、当該画像の検索に係るコストを避けるため、あるいは万一にでも権利問題が発生するという訴訟リスクを回避したいという心理が窺えるという。この様に利用者の側に需要が存在することも、画像販売制度による囲い込みが存続する要因であると言えよう。

より間接的な要因としては、自館がコストをかけて作成・公開したデータが商業目的に 利用されるという、いわゆるフリーライドに対する反感も報告されている<sup>101</sup>。

また、職制上、法的事項に対処する部局が明確ではない、あるいはそもそも法知識を持つ館内人員がいない等の理由により、法的なリスクを恐れて公開に踏み切ることが出来ないということも考えられる。この点については Crews (2012)も著作権過当保護の一要因として指摘している<sup>102</sup>。事実、我が国を代表する国立博物館である京博および九博においてさえ、デジタルアーカイブや権利処理等を専門とする部局は存在しない。また、20 世紀以降に作成されたコレクションを多く持つ美術館等では、権利処理に係るコストは膨大なものとなり、パブリックドメインか権利保護期間内かを識別するのも困難であるため、画一的なポリシーを策定せざるを得ないという事情もある。

# 4.2.3 プレゼンスの確保

ミュージアムによる著作権過当保護の一様態として、4.1 ではミュージアムが当該画像の 所有者ないし提供者としてクレジットの表記を要求していることを述べた。これには職業 倫理的要因や経済的要因も存在し得るが、より精神的な側面も含まれていると考えられる。 例えば中野(2006)<sup>103</sup>は、ミュージアムを始めとする文化機関には「利用者に親しまれ

る存在になりたいという指向と同時に、希少性のある、あるいは、俗に言う格の高い存在

<sup>99</sup> 奈良国立博物館資料室長へのインタビュー調査による。

<sup>100</sup> 特別観覧料金表 <a href="http://www.narahaku.go.jp/archives/download/tokkan/pricelist.pdf">http://www.narahaku.go.jp/archives/download/tokkan/pricelist.pdf</a> に基づき算出。

<sup>&</sup>lt;sup>101</sup> Verwayen, Harry. et al. The Problem of the Yellow Milkmaid: A Business Model Perspective on Open Metadata. Europeana Professional, 2011, 25p.

<sup>&</sup>lt;sup>102</sup> Crews, Kenneth D. Museum Policies and Art Images: Conflicting Objectives and Copyright Overreaching. Fordham Intellectual Property, Media & Entertainment Law Journal. 2012, vol. 22, p. 795-834.

<sup>103</sup> 中野潔. 利用者による誤解の可能性を構造的に内包したコンテンツビジネスとその影響:ペイドパブリシティーの問題および文化財の著作権存在偽装の問題を中心として. 学術情報総合センター紀要・情報学研究. 2006, vol. 7, p. 23-43.

になりたいという指向が存在する」という。そして、この指向を遂げるために「所有していること、管理することに由来する写真の撮影の制限、あるいは、撮影された写真の利用の制限まで含めて、著作権による制限という言葉で括ってしまい、禁じてしまおうという動きが出てくる」として、囲い込みを行う「地位保全的動機」と命名している。また、Verwayen(2011)は、ミュージアムがデータのオープン化に対して抱く懸念事項として、ミュージアム側が望まない形で当該データが二次利用された場合の提供者としてのミュージアムのブランドイメージへの損失を挙げている。

これらのことから、ミュージアムは自身の社会的な評価について多大な関心を払っていることが察せられる。勿論、社会的に高い評価がなされることは間接的に収益にも結び付くため、経済的な要因も関係するが、そこに収斂しえない精神的要素も存在していると思われる。ひいてはミュージアム自身の存在理由(raison d'etre)に係る問題である。デジタル社会において無数の情報が氾濫する中、ミュージアムは自身の社会的な意義を主張する必要に迫られており、そのために厳密にクレジット表記を要求しているのではないか。また、高精細な画像データをオープンにすることにより、実物を見にくる来館者数が減少するのではないかという懸念も存在する104。

こうした要素を総称して、本項では便宜的にプレゼンスの確保の問題であると提起した い。

## 4.2.4 寄贈者・寄託者との関係

ミュージアムにとって寄贈者・寄託者との関係は非常に重要なものである。奈良博や京博のように寄託品がコレクションの過半数を占めるミュージアムも珍しくはない。そして寄贈や寄託の受入は、寄贈者者・寄託者と職員との間の個人的な信頼関係に基づいて行われる。それゆえ、継続的にコレクションを収集したり企画展示を開催したりするためにも、その関係性の維持には繊細な配慮が求められることになり、受入手続き時の交渉においても寄贈者・寄託者側の要望に沿うことにつながる。この受入交渉における契約自体はある種個人的で双方向的なものであると言えるため、一概に(寄贈者・寄託者による)著作権過当保護とはなり得ないが、寄贈者・寄託者とミュージアムの間で交わされた条件は必然的にポリシーに反映されることになり、ユーザーに対しては一方向的に課される形になる。4.1.3 で述べた擬似所有権の問題の背景にあるのもこうした微細な事柄であると言える。

また、寄贈者・寄託者の多くは寺社仏閣などの組織であり、そこには宗教的な要素が関係してくる場合もある。奈良博は現在ウェブ上で公開しているデジタルアーカイブの他に、館内でのみ公開しているコレクションのX線撮影の画像データベースを有している。そしてこのデータベースを外部公開しない理由の一つに、仏像の内部を撮影したものを一般に

47

<sup>&</sup>lt;sup>104</sup> Verwayen, Harry. et al. The Problem of the Yellow Milkmaid: A Business Model Perspective on Open Metadata. Europeana Professional, 2011, 25p.

公開することへの宗教的配慮があるという<sup>105</sup>。これは寄贈者・寄託者である寺社仏閣のみならず、当該データにアクセスする可能性のある一般利用者にも関係する信仰の問題である。また、必ずしも宗教的要素と関係せずとも、画像にはプライバシーに関する情報が記載されている場合もある。前述のように、奈良博の日本美術院彫刻等修理記録データベースに収録される簿冊データには対象資料の所有者の名前など、個人情報が含まれている場合もあるためにウェブ上での公開はせず館内公開のみに留めている。

## 4.3 「オープン化」の論理

4.2 ではパブリックドメイン作品の囲い込みが行われる要因を分析した。こうした要因の背後には、現在ミュージアムが置かれている切迫した状況下における、しかしながら 3 章 および 4.1.3 でみたように、Rijksmuseum や Europeana では、囲い込みとは真逆の方向である「オープン化」を強力に推進している。本項では、現在世界的に注目を集めるこれらのミュージアムおよびデジタルアーカイブを主な対象とし、なぜオープン化を進めるのか、オープン化によりミュージアムが享受できるメリットは何か、等について考察する。囲い込みからオープン化への転換は、ユーザーにとってだけではなく、ミュージアムにとってもメリットをもたらす可能性し得る。

これを考察するに当たって、まず Europeana および Rijksstudio の成立背景を明らかにするところから始めたい。なぜなら、この 2 つはミュージアムが関係するデジタルアーカイブの中で、現在オープン化に向けて最も先進的ないし自覚的な取り組みを行っており、その過程を明らかとすることは「オープン化」の論理を探るに際して有効であると考えられるためである。

## 4.3.1 Europeana の成立過程

Europeana 成立の直接的な要因となったのは、2003年12月にGoogle が開始した"Google Print"という巨大な電子図書館構築計画である(その後、現在知られるように"Google Books"へと名称が変更される)。これは米国内外の図書館と協定を結び、その蔵書をデジタル化し、全文をサーバに蓄積することで全文検索を可能にし、権利処理がなされているかパブリックドメインにある書籍についてはその全文を、それ以外の書籍は書誌情報や本文の一部を抜粋してウェブ上で表示(スニペット表示)出来るようにする、というプロジェクトである。

この Goole Books に対して 2003 年当時フランス国立図書館長を務めていたジャン・ノエル・ジャンヌネーは強い危機感を抱き、『Google との闘い (原題: Quand Google defie l'Europe)』と題する書籍を出版することで、フランスひいては欧州全域に対して問題提起を行った。本書における彼の主張は多岐にわたるが、その根底には、Google という米国の一私企業に欧州の文化資源が集約・公開されることにより、欧州の文化機関ならびに非英

<sup>105</sup> 奈良国立博物館資料室長へのインタビュー調査による。

語圏の言語の影響力が相対的に低減することになりかねないという強い危機意識が覗かれる<sup>106</sup>。そして、Google(および米国)への対抗策としてジャンヌネーは欧州産の「検索エンジン」を作ることを提案している。これが Europeana 構想の始まりである。

『Google との闘い』における議論を受けて、2005 年 5 月には欧州理事会の議長ジャン・クロード・ジャンケル(当時)や,欧州委員会(EC)の委員長ホセ・エマヌエル・バローゾ (当時)などがジャンヌネーの構想に支持を表明するとともに,EU 加盟国 25 カ国中 22 カ国の国立図書館も賛同の意を示している。

実際に Europeana 開発プロジェクトが動き出したのは、2005 年 4 月 28 日にジャンヌネーの問題提起に応えたフランスのシラク大統領(当時)が、ドイツ、スペイン、イタリア、ポーランド、ハンガリーの 5 カ国首脳に働きかけ、EC 当局へ書簡を提出したことによる。これを受けて同年 9 月、EU の情報政策プログラムであり、2005 年より 5 ヵ年におよぶ情報社会とメディアのための政策的指針「i2010 成長と雇用のための欧州情報社会」の中で、欧州単一の電子図書館を設立する計画が採択される(「i2010 デジタルライブラリー」<sup>107</sup>)。Google Books への対抗意識ゆえか,同プロジェクトの当初の名称は欧州電子図書館ネットワーク(Europe Digital Library Network: EDLnet)という図書館色の強いものであったが、やがてより一般的な Europeana へと名称が変更される。そして 2008 年 11 月 20 日にはEuropeana (版)が公開される。

この時期に運営母体である Europeana Foundation もオランダ王立図書館に設置されることとなり、2009 年より開発がスタートしていた Europeana v1.0 (いわゆる正式版)は2011 年 10 月に公開される。同年 1 月には、EC 情報社会・メディア総局の有識者委員会が提出した報告書"The New Renaissance<sup>108"</sup>において、Europeana はオンラインにおける欧州文化資源のアクセスのための唯一のレファレンスポイントとなるべきであり、そのために欧州全体及び各国の財源・政治的資本を集中させるべきであるという提言が成され、今日のように EU による政策の上でも一定の地位を築くこととなった。

#### 4.3.2 Rijksstudio の成立過程

Rijksmuseum は 2003 年より本館の改装工事に入り、部分的な開館を経て 2013 年にリニューアルオープンした。この改装期間中にコレクション全品のデジタル化プロジェクトも開始している。また、2011 年には Europeana ヘデータ提供を始めたことや同年末に the Dutch Cultuur Data からオープンデータコンペティションへの画像提供を求められたこと等も相まって、同館の Digital Manager である Peter Gorgels 氏を中心にタスクフォースが発足し、Rijksstudio プロジェクトが発足する。

<sup>106</sup> ジャンヌネー, ジャン・ノエル. Google との闘い: 文化の多様性を守るために. 佐々木勉訳. 岩波書店. 2007, 166p.

 $<sup>\</sup>frac{\text{http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:52005DC0465\&rid=4}}{108 \ \text{http://www.ace-film.eu/wp-content/uploads/2011/02/CdS}}$ 

Gorgels 氏によると、当初は館内においても反対意見が多く、特にキュレーターを始めとする保守的な層が Rijksstudio に対して否定的であったという<sup>109</sup>。彼らはコレクションのデジタル化自体には賛同していたが、それを公開する必要は認めず、単にデータとして保存しておくにとどめるべきであると主張していた。その際彼らの念頭には、高精細画像を公開してしまうと実際に館へ足を運ぶ人間が減ってしまうのではないかという恐れがあったという。しかし、同館の意思決定者である Board of Directors が賛同を示したため館内交渉は最終的に円滑にまとまり、Rijksstudio は当初の構想通りのポリシーに基づき構築・公開されることとなる。

Rijksstudio の目的は、コレクションの「民主化」および Rijksmuseum のミッション 「人と芸術と歴史をつなぐ (to connect people, art, and history)」110 の達成である。 Rijksmuseum の立場としては、同館のコレクションはすなわち公衆のものであるが、その すべてを常に展示スペースで公開することは物理的な制約により不可能である。そこでコ レクションのデジタル化を行い、かつ利用条件を課すことなくオープンな形式で公開する ことで、字義通りにコレクションを公衆のものとすることができる。 さらに Rijksstudio は 人々が普段最も使用している端末であるタブレットやスマートフォン等での利用に焦点を 当てており、トリミング機能や SNS へのシェア機能を実装するなどコンテンツの拡散・二 次利用を促すことでミッションの達成を目指している。同館のキュレーターは当初、画像 には PDM ではなくクレジット表示を求める CC BY111を付与すべきであると主張していた が、Europeana やシンクタンク等の勧告および当時のオープンアクセス運動の隆盛を受け て、全面的な PDM の採用を決定した。また、この徹底したデジタル化・オープン化の背景 には Google Art Project (ポータル名 Google Arts & Culture ) の存在もあり、特に高精細 画像の公開というアイディアはここからインスピレーションを受けたものであるという112。 そして、2013年からは同館が所蔵する全てのパブリックドメイン作品について無償のダウ ンロード可能化を達成している。

## 4.3.3 オープン化の意義・効果

Rijksstudio はあくまで Rijksmuseum の主導で構築・公開されたものであり、直接的な働きかけがなされたわけではないが、Europeana と Rijkssudio には多くの共通点がある。本項では、主に両者の成立過程の分析を通して、パブリックドメイン作品をオープン化することの意義・効果を考察する。

## (1) コストの削減

<sup>109</sup> 同氏へのインタビュー調査による。

<sup>&</sup>lt;sup>110</sup> Gorgels, Peter. "Rijksstudio: Make Your Own Masterpiece!". Museums and the Web 2013, 2013.

https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/

<sup>112</sup> Peter Gorgels 氏へのインタビュー調査による。

デジタル化やメタデータの作成に係るコストは囲い込みの要因の一つであることを先に述べた。こうしたコストを補填するために、ミュージアム側はパブリックドメイン作品やメタデータの有償販売の維持や様々な利用条件の規定を行う。しかし、販売や利用許諾の受付それ自体にもコストは発生する。事実、東博の TNM イメージアーカイブにおいても、コストの観点から、無償利用のものについては DNP ではなく東博が受け付けを行うように制度の変更を行う予定であるという<sup>113</sup>。また、利用条件が順守されているかをモニタリングするにもコストは発生するうえ、実質的に完全なコントロールは不可能である。そして当然ながらこうしたコントロールはユーザーにとっても直接的なコストである。そこで、前述の様に Rijksmuseum ではパブリックドメイン作品の高精細画像データについては基本的に PDM を付与することで無許諾無償利用を可能とし、当該画像のマスターファイルやポスターとしてのプリント等一部サービスにのみ料金を課している。この背景では、画像販売や利用申請の受付に発生していたコストを削減することで、その分の予算を新規サービスの開発に回すという意思決定がなされたという<sup>114</sup>。

ただしこれに関しては、Rijksmuseum にとって画像販売の年間収益が同館の総収入に占める割合は微々たるものに過ぎなかったという側面も存在する<sup>115</sup>。事実 Gorgels 氏は、Rijksstudio が成立した要因として Rijksmuseum がオランダひいては欧州有数の知名度・予算を誇るミュージアムであり、外部資金の獲得を主要業務とする部局を備えていたためデジタル化や Rijksstudio の構築に際して多額の外部資金(約 100 万€)を得ることが出来たことは重要であったと述べている<sup>116</sup>。

#### (2)ミッションの達成

Gorgels 氏によると、前述した Rijksmuseum のミッションを達成するために Rijksstudio は最も効率的な手段であるという。 Europeana においても欧州の文化資源は本来公衆のものであるという考えは Rijksmuseum と共通しており、そのデジタル化や活用について Google を始めとする市場の論理に委ねるのではなく、公衆自身の手で管理していく必要があるという前提の下、「世界を文化で変革する(we transform the world with culture)」をミッションとして掲げ、これを実現するための優先課題として データのオープン化、データの質の向上、 データの再利用の促進、の3要素を設定している $^{117}$ 。

こうした考えはオランダおよび EU 独自のものではなく、国際博物館会議(ICOM)が策定した博物館関係者の行動規範 ICOM Code of Ethics においても「博物館は、秘密と安全の理由から生じる制限に配慮しつつ、収蔵品および関連するすべての情報 ができる限り自由に利用できるようにする特別な責任がある」(セクション 3.2)ことおよび「博物館には、

<sup>113</sup> 東京国立博物館博物館情報課長へのインタビュー調査による。

<sup>&</sup>lt;sup>114</sup> Pekel, Joris. "Democratising the Rijksmuseum. Europeana Professional". 2014, 15p.

<sup>115 2010</sup> 年~2012 年までの 3 年間の平均で 0.2%程度

<sup>116</sup> 同氏へのインタビュー調査による。

<sup>&</sup>lt;sup>117</sup> "Europeana Startegy 2015-2020". Europeana Professional.

その教育的役割を開発し、博物館が対象とする地域社会、地方もしくは団体から幅広い来館者をひきつけるという重要な義務がある」(セクション 4)ことを明記しており<sup>118</sup>、これを受けて日本博物館協会でも「(...)調査研究の成果を積極的に公表し、学術的な貢献を行うよう努める (行動規範 6)こと、「博物館が蓄積した資料や情報を人類共有の財産として、展示や教育普及活動など様々な機会を捉えて、広く人々と分かち合い、新たな価値の創造に努める」(行動規範 7)ことを、博物館関係者の行動規範として策定している<sup>119</sup>。これを忠実に実現するためには、Europeana と Rijsstudio の例を鑑みるに、現在の技術環境においてオープン化は効率的な手段であると考えられる。

# (3) クオリティ・コントロール

Rijksmuseum が Rijksstudio の開設および提供データへの PDM の付与に踏み切ったも う一つの理由は、ウェブ上に氾濫する非公式(つまり当該作品を所蔵するミュージアムが 認知していない出自を持つ)画像の存在である。この点についての象徴的なエピソードが "Yellow Milkmaid"である。Rijksstudio が始動する以前、Google で Rijksmuseum の所蔵 するマスターピースの一つであるフェルメール ( Johannes Vermeer ) 『牛乳を注ぐ女 ( The Milkmaid)』を画像検索した場合、検索結果には非公式かつ低品質で「黄色く」変色した The Milkmaid が一面に表示されたという120。そしてユーザーの中にはこの低品質な画像こ そが本物であり、Rijksmuseum のショップで販売しているポストカードには真の The Milkmaid が使われていないと信じる者も存在した121。そこで、Rijksmuseum 自身が高解 像度で本来の色彩を備えた画像をよりオープンな形式で公開することで、ユーザーによる 活発な二次利用を促し、実質的にデジタル空間に氾濫する非公式かつ低品質な画像の駆逐 を目指す、というのがクオリティ・コントロールというアイディアの骨子である。また、 Rijksmuseum および Europeana では、Wikipedia や Facebook などを始めとする、多くの ユーザーが集まる外部サイトとも積極的に連携することで、公式(つまり出自が明らかな もの)かつ高品質な画像の普及をより一層推し進めてもいる。この背景には、Yellow Milkmaid の様な改変された低品質な画像を排することは、原作品の真正性の確保にもつな がるという、職業倫理的側面を見ることが出来る。

## (4)資源の獲得

Europeana が使用するメタデータスキーマである Europeana Data Model(以下、EDM)に準拠して策定されたメタデータは、API 等を介した機械利用により活用される場合、外部の情報資源へのリンク情報が蓄積されるようになる。これはミュージアムが本来作成し

<sup>118 &</sup>quot;ICOM 職業倫理規定 (2004年10月改訂版)". 日本博物館協会. 22p.

<sup>119 &</sup>quot;博物館の原則:博物館関係者の行動規範". 日本博物館協会. 2014, 30p.

Pekel, Joris. Democratising the Rijksmuseum. Europeana Professional. 2014, 15p.

<sup>&</sup>lt;sup>121</sup> Verwayen, Harry. et al. The Problem of the Yellow Milkmaid: A Business Model Perspective on Open Metadata. Europeana Professional, 2011, 25p.

たデータ以上の情報量が付与されるということであり、ミュージアムが直接的にはコスト を負担することなくデータを豊富化することが可能となる。

また、オープンライセンスを採用するなどして画像データやメタデータの権利情報を明確化したり、それを活用したビジネスモデルを考案したりする過程で、ミュージアムの担当者および担当部局には専門的な知識・技能・経験が蓄積されるという副次的な効果も考えられる。

# (5) プレゼンスの向上

ユーザーが多く集まる場所である Wikipedia や各種 SNS 等において提供画像が利用され るということは、必然的に当該ミュージアムの存在がより広く認知され得るということで ある。Gorgels 氏によると Rijksstudio は一種のマーケティングツールでもあるという。多 数のユーザーの目に触れる場所で提供データが使われることにより、従来ミュージアムが 対象としていなかった人々、あるいはミュージアムに関心のなかった人々にもその存在を アピールすることが出来る。これはアウトリーチサービスの一環と捉えることもできるが 122、多くのユーザーに対して画像を提供し、その利活用を促進するということは、実際に 当該画像の原作品を鑑賞したいという要望を喚起することにもつながる。この点について Hazan (2001) は、ベンヤミンの「アウラ (aura)」 論123を援用して、「バーチャル・アウ ラ (virtual aura)」という概念で説明を試みている<sup>124</sup>。Hazan (2001) によると、前世紀 における写真を始めとする複製技術の進展により失われた原作品の「アウラ」 オリジナ ルが時間や空間的要素との関りにおいて獲得する、オリジナルとコピーを分かつ要素は、 今世紀のデジタル社会においてより高品質でオリジナルに忠実なコピーが流通し、人々が それに対して自身の手元で自由にアクセスし利用するようになることで、新たに「バーチ ャル・アウラ」という形で復権するという。そして、この「バーチャル・アウラ」により 人々のオリジナルへの欲求が高まることで逆説的にオリジナルの「アウラ」も回復する。 Peter Gorgels 氏は Rijksstudio の構築に際して、この「バーチャル・アウラ」論を参照し たという125。4.2.3 において、高精細画像のオープン化は実物を見に来る来館者の減少を招 き得るということを述べたが、オープン化は逆に来館者数の増加につながる可能性も有し ているのである。

## (6) 社会への貢献

122 江上敏哲. "「誰でも」とは誰か: デジタル・アーカイブのユーザーを考える". デジタル・アーカイブとは何か: 理論と実践. 岡本真, 柳与志夫編. 勉誠出版, 2015, p. 27-47.

<sup>123</sup> ベンヤミン, ヴァルター. 複製技術時代の芸術. 佐々木基一編. 晶文社. 1999, 187p.

<sup>&</sup>lt;sup>124</sup> Hazan, Susan. "The Virtual Aura: Is There Space for Enchantment in a Technological World?". Museums and the Web 2001. 2001.

<sup>125</sup> 同氏へのインタビュー調査および Gorgels, Peter. "Rijksstudio: Make Your Own Masterpiece!". Museums and the Web 2013, 2013.による。

先に、Rijksmuseum および Europeana のミッションの背景には本来同館のコレクションは公衆のものであるという考えがあると述べた。ここには、ミュージアムの財源の多くを占めるのは市民の税金に由来する公的助成金であるため、これを用いて購入・保存されるコンテンツも市民のものであるという論理がある。これはいわゆる「納税者の論理」であり、米国の学術情報流通に見られるパブリックアクセスの進展を支えるものと同一の論理である。よって、パブリックドメイン作品の公開、オープン化を行うことは社会的要請・責任に応えることでもあると言える。

提供データに利用条件を課さず自由な利用を可能にするということは商業目的での利用の促進にもつながる。例えば Rijksstudio では、提供画像をプリントした T シャツやマグカップ等を販売したり、あるいは API を介してデータを利用することにより新規アプリを開発したりするなど、様々なビジネスモデルが生まれている。これにより、ミュージアムは社会に対して間接的に経済面での貢献を果たすことが出来る。また、商業利用は許諾せずとも、教育・学術目的での利用についてはポリシーを緩和・撤廃することで、教材や論文の生産に寄与し、ひいては社会における知識の増大をもたらすことになる。

このように社会に対して様々な貢献をなすことは、ミュージアムが公的助成の獲得および増額を要請する際の論拠ともなる。実際に、現在 Europeana では、オープンなデジタルアーカイブによる社会への様々な形での影響を適切に評価できるようにするため、評価方法の根本的な見直しを行っている<sup>126</sup>。

#### 4.4 今後の動向

本節ではこれまでの議論を踏まえて、今後我が国のミュージアムには何が求められるようになるのか、また、ミュージアムはどの様にそれと付き合っていくべきかについて考察する。

## 4.4.1 日本におけるデジタルアーカイブの連携構想

現在我が国において、Europeana をモデルとするような統合型のデジタルアーカイブを構築する計画が進められている。現段階の構想では、窓口としてのポータル機能を国立国会図書館サーチが担い、その下にそれぞれの分野・地方のアーカイブを束ねるアグリゲータ機能を持つ機関が設置される127。そして文化遺産オンラインがミュージアム分野のアグリゲータとして想定されている。さらに、こうした統合型デジタルアーカイブを実現するために必要な課題として、アグリゲータの設置を含む全国レベルの連携体制・組織整備、メタデータ等といったアーカイブ構築のための技術的手段の標準化、円滑なコンテンツの収集・公開のための法制度策定、公開データの利活用方法を模索する等アーカイブの持続

<sup>&</sup>lt;sup>126</sup> "Europeana Startegy 2015-2020: Impact". Europeana Professional. 2014, 20p.

<sup>&</sup>lt;sup>127</sup> "デジタルアーカイブの連携に関する実務者協議会 中間報告". 2016, 29p.

可能性確保を目指す経済的・産業的研究、といった項目が掲げられている128。

Verwayen 氏によると、Europeana が成功した最大の要因を大別すると、 メタデータへの CCO 付与、 パブリックドメイン憲章の策定、 Publishing Framework の構築の 3 点であるという<sup>129</sup>。我が国の統合型デジタルアーカイブ構想は未だ計画段階であり、具体的な実現方法については不明な点も多いが、基本的なモデルを Europeana とする以上、ここで挙げた 3 要素については少なくとも検討はなされるであろう。そこで、以下本項ではこの 3 要素の詳細について述べる。

まず、3.2.2 でも触れたメタデータへの CCO の付与であるが、Europeana はデータ提供機関との間に交わすデータ交換協定 (Data Exchange Agrement: DEA) <sup>130</sup>において、提供するメタデータには CCO を付与することで権利放棄を行い、完全な自由利用を可能にすることを要求している。Europeana で流通するメタデータはすべて EDM (Europeana Data Model) およびその旧モデルである ESE と呼ばれるスキーマに即して標準化されている <sup>131</sup>。そしてこのスキーマでは当該コンテンツ (画像、音声、動画、テキスト、3D およびそれらのプレビュー)について権利情報を記述するよう規定されている <sup>132</sup>。

1章で述べたように、パブリックドメイン憲章の意義は、社会におけるパブリックドメインの意義を再確認したうえで、「著作権による保護は有限である」こと、元作品がパブリックドメインである場合そのデジタルによる複製物もまたパブリックドメインであること、適法な利用をする限りユーザーはパブリックドメイン作品を自由に利用・複製・加工できるようにすべきであること、を原則として示した点にある。パブリックドメイン憲章は Europeana の政策方針を表明したものであり、契約として Europeana へのデータ提供者を縛る性質のものではなく、Europeana に関係する欧州全域の文化機関や政治家、ファンドの間で交わされる議論に一石を投じることを目的としている。いわば欧州議会に対する Europeana のアドボカシー機能の表れである。

Europeana Publishing Framework<sup>133</sup>は提供機関による Europeana へのデータ提供の仕方をデータの質に応じて4つに分類し、それぞれの層ごとに提供機関が享受できる利益および要件を可視化したフレームワークであり、Europeana を介して公開されるデータのより一層のオープン化および質の向上を目的として策定された。基本的により質の良いデータをよりオープンな方法で提供するほどより多くの利益を享受できるようになっている。

<sup>130</sup>http://pro.europeana.eu/files/Europeana Professional/DEA/Data%20Exchange%20Ag reement.pdf

<sup>128</sup> 生貝直人. "デジタルアーカイブ論に向けた課題整理". 東京大学情報学環 DNP 学術電子 コンテンツ研究寄付講座開設一年記念シンポジウム「産官学民の連携によるデジタル知識 基盤の構築」. 東京, 2016/11/28, 東京大学情報学環.

<sup>129</sup> 同氏へのインタビュー調査による。

<sup>&</sup>lt;sup>131</sup> "Definition of the Europeana Data Model v5.2.7". Europeana Professional.

<sup>132</sup> 権利情報として記載できる語彙(権利声明)は前述の 14 種類。

 $<sup>\</sup>frac{133}{\text{http://pro.europeana.eu/files/Europeana\_Professional/Publications/Europeana\_Publis}}{\text{hing\_Framework.pdf}}$ 

なお、Europeana Publishing Framework は Europeana で公開されるすべての種類のコンテンツ (画像、音声、動画、テキスト、3D)を対象としている。一例として画像データの要件を示すと、一番低いレベルでは当該データについて提供機関は任意の権利声明を選択できるほか、400 pixels のプレビューとメタデータの提供のみが要求される。一番高いレベルでは自由利用を可能とするライセンス (CC BY, CC BY-SA, CCO, PDM)のどれかの付与、最低 1,200 pixels の画像および 400 pixels のプレビュー、メタデータと当該コンテンツへのダイレクトリンクが要求される。また、Europeana にデータを提供する全ての機関はStatistics Dashboard というサービスを通じて、自館の提供データの利用状況に関する統計データを得ることが出来る。

この他にも、大規模なデータの集約・公開を実現するためには、3.2.2 で述べたような法制度の整備 例えば孤児著作物および公共セクター情報の利活用促進のための立法措置も不可欠となるであろう。

#### 4.4.2 提言

統合型デジタルアーカイブの構築を一つの軸として、今後数年で我が国のミュージアムを取り巻く制度環境は大きく変動していくことに疑いはない。それがどの様な形で行われるかについて確たることは言えないが、4.4.1 で述べた事項は参考となるであろう。これを踏まえて本項では、今後ミュージアムに求められるものは何か、およびミュージアムはそれとどう付き合うべきかについて考察する。

まず、公開するデータについて権利情報を明記することは当該データの利活用を図るうえでは必須となる。2章で見たように、現在我が国のミュージアムではメタデータの公開・利活用を念頭に置いた取り組みはなされていないが、画像等コンテンツのみならずメタデータについてもライセンスの付与などの対応が要求されることは想像に難くない。また、3.2.2 および 4.2.2 で見たように、統合型アーカイブでは権利情報の記載を含むメタデータの標準化が重要となる。そのため、今後は各館独自のスキーマに拠るのではなく、外部規格の導入を検討する必要も生じうる。さらに根本的な問題として、我が国のミュージアムではメタデータの前提となる目録の不整備が指摘されているため134、これへの対処は必須となるであろう。

権利情報の明確化に際しては、勿論クリエイティブ・コモンズ・ライセンスを始めとするオープンライセンスの付与は一つの選択肢となり得る。ライセンスではミュージアム側が望む利用条件を表現しきれないという側面もあるが、統合アーカイブへデータを提供するにはメタデータと同様に権利情報の規格化・標準化も必要となるのであり、ただ権利情報を明記するのみでなく、やはり集約を念頭にして、ポリシーともどもある程度利用条件

館. 2010, p. 14-18.

の緩和を考える必要が出てくるであろう。

現行のポリシーについて言うと、パブリックドメイン作品とは言え、デジタル化や公開に係るコストの補填という面からも、新規撮影やマスターファイルの販売に関する課金は容認されるべきである。勿論、4.3.3 で述べたように、Rijksmuseum の様な戦略も一つの手立てではあるが、我が国においては統合型デジタルアーカイブ構想を梃子とする環境の変革がなされない限り、一館の努力だけで成功させるのは困難なビジネスモデルであると考えられる。また、寄贈者・寄託者との関係に基づく利用条件の設定は、ミュージアム側の努力だけで変更できる性質のものではなく、かつ一概に変更すべきものでもないため、現状は維持されることになろう。ただし、一部ポリシーに見られる、パブリックドメイン作品についても権利保護下にあるような表現については修正すべきであるし、新規でポリシーを策定する際にもより慎重となるべきであろう。

また、利用条件について、現行のポリシーではトリミング以外の加工を禁止している他、結果的に無償利用となる場合でも詳細に利用用途を記載し許諾申請を行うよう要求しているが、特定の用途 特に学術利用や教育利用など公益性の高いもの については特例の設定等により条件の緩和・撤廃を検討するべきである。提供データのオープン化を進めるということはその利活用をも促進するということであり、4.3.3 で述べたようにデータを提供するミュージアムのプレゼンスを高めることにもつながる。石森(2016) 135 が指摘するように、今後ミュージアムでは日本国内の人口減少への対応が喫緊の課題となり、政府の観光政策にある様なインバウンド数の向上についても対応を検討する必要が生じうるため、プレゼンスの向上は重要性を増すであろう。

最後に、統合型デジタルアーカイブへの参加の是非について述べる。4.3 で見たように、Europeana (および Rijksstudio)の成立背景には Google の進展に対する文化機関側の切実な危機感があった。石森曰く、日本のミュージアムにおいてはまだ「学芸員にそれほど危機感がない」とのことであるが<sup>136</sup>、今一度国内のみならず世界的に文化機関が置かれている状況を見直し、その対応を考えるべき時に来ているのではないだろうか。今後、制度環境が大きく変動することが予期されるなか、統合型デジタルアーカイブへの参加および提供データのオープン化を進めることはミュージアムにとって生き残りのための有効な一手段となり得るであろう。

<sup>135</sup> 石森秀三. 特別講演「多様化する社会とミュージアムの価値 日本のミュージアムは生き残れるか?」. 日本ミュージアム・マネージメント研究会会報. 2016, no. 78, vol. 21-1, p. 8-13.

<sup>136</sup> 石森(2016)

#### 5章 おわりに

近年のパブリックドメイン作品への注目の高まりや Europeana に代表される大規模なデジタルアーカイブの隆盛に伴い、文化資源に対する「囲い込み」と「オープン化」の対立はかつてないほど鮮明なものとなりつつある。

本研究では、こうした背景の下、ミュージアムのデジタルアーカイブ 特にそこで課されるポリシーに着目し、パブリックドメイン作品の公開状況を明らかにすることを目的とした。

まず、日本を代表するミュージアムである国立博物館 4 館および現在パブリックドメイン作品のオープン化を強力に推進している Europeana と Rijksmuseum (アムステルダム国立美術館)を調査対象として、主にインタビュー調査とウェブサイト調査を用いることで、デジタルアーカイブ関連業務と所管デジタルアーカイブおよびそこで課されるポリシーの詳細を明らかにした。

次いで、調査を通して得た知見を基に、ミュージアムにおけるパブリックドメイン作品の囲い込みの様態とその要因、およびオープン化を進める意義・効果を考察し、最後に今後日本において予期される統合型デジタルアーカイブの成立とそれに伴う制度環境の変動の下、ミュージアムに求められるものは何か、ミュージアムはそれにどう対処すべきか、について検討を加えた。

本研究の成果の一つは、Crews (2012)らによる「著作権過当保護(copyright overreaching)」に関する議論を、日本の法環境に即する形で導入した点にある。これにより、欧米において見られる「囲い込み」と同様の事例が日本においても発生していることを明らかにした。第二の成果は、ミュージアムが「囲い込み」を行う要因および「オープン化」を進める理由・意義に係る諸論点を整理し、インタビュー調査等により収集した事例を基にこれら論点の具体化を行った点にあると言えよう。これらの成果により、今後パブリックドメイン作品の公開に関する議論を行う際の土台となる様な知見を幾ばくかは提供できたのではないだろうか。

本研究の課題点としては、まず調査対象館数が限定されたものである点が挙げられる。特に、本研究では予算・人員ともに比較的規模の大きい、いわゆる大規模館のみを対象としており、前提条件が大きく異なると考えられる中小規模のミュージアムについては扱わなかった。また、今回調査対象としたミュージアムではそのコレクションの多くはパブリックドメイン作品であったが、20世紀以降に作られた作品を主要なコレクションとするミュージアム 例えば近代美術館など においても異なる事情が存在し得る。こうしたことから、4.4.2において行った今後の動向に関する議論の有効性も限定的なものに留まるであるう。それゆえ、今後は対象範囲を拡大することで、本研究の成果を精査するとともにより有効な知見の獲得を目指していきたい。

# 謝辞

本研究を進めるにあたり、主指導教員の水嶋英治教授からは多くの機会を賜りました。深く感謝申し上げます。

副指導教員を引き受けていただいた逸村裕教授にも折に触れて多くのご指導を頂きました。御礼申し上げます。

お忙しいところ、インタビュー調査をはじめとして本研究に欠かすことのできない多大なご協力を賜わりました、東京国立博物館学芸企画部博物館情報課長 田良島哲氏、奈良国立博物館学芸部資料室長 宮崎幹子氏、Rijksmuseum Digital Manager の Peter Gorgels 氏、Europeana Foundation Deputy Director の Harry Verwayen 氏にも感謝いたします。

最後に、本研究は平成 28 年度笹川科学研究助成からの助成を受けて行われたものである ことを明記し、感謝申し上げます。

#### 引用・参考文献

Boyle, James. The Second Enclosure Movement and the Construction of the Public Domain. Law and Contemporary Problems. 2003, vol. 66, no. 2, p. 33-74.

http://www.questia.com/PM.qst?a=o&se=gglsc&d=5001971163\parageres2://publication/uuid/76707A77-61FD-4132-9259-3, (参照 2017-01-10)

Crews, Kenneth D., Brown, Melissa A. Control of Museum Art Images: The Reach and Limits of Copyright and Licensing. 2011, 20p.

https://poseidon01.ssrn.com/delivery.php?ID=064009119124117122110086114065119
12603103100503709503311900009712508612309500608407700912101612210509710
11110770010030080221130260760450890420941220041071180190500180230310721
20086094096004068100126118116102127010119080127072025096120120100077069
&EXT=pdf, (参照 2017-01-10).

Crews, Kenneth D. Museum Policies and Art Images: Conflicting Objectives and Copyright Overreaching. Fordham Intellectual Property, Media & Entertainment Law Journal. 2012, vol. 22, p. 795-834.

http://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract\_id=2120210, (参照 2017-01-10).

DULONG DE ROSNAY, Melanie. Access to Digital Collections of Public Domain Works: Enclosure of the Commons Managed by Libraries and Museums. 13th Biennial Conference of the International Association for the Study of the Commons. 2011, p. 1-7.

http://halshs.archives-ouvertes.fr/docs/00/67/16/28/PDF/mdulong iasc article 2011., (参照 2017-01-10).

Gorgels, Peter. "Rijksstudio: Make Your Own Masterpiece!". Museums and the Web 2013.

http://mw2013.museumsandtheweb.com/paper/rijksstudio-make-your-own-masterpie ce/, (参照 2017-01-10)

Hazan, Susan. "The Virtual Aura: Is There Space for Enchantment in a Technological World?". Museums and the Web 2001. 2001.

http://www.museumsandtheweb.com/mw2001/papers/hazan/hazan.html, (参照 2017-01-10).

Kelly, Kristin. Images of Works of Art in Museum Collections: The Experience of Open Access. CLIR Publication. 2013, no. 157, 35p.

http://msc.mellon.org/msc-files/Open%20Access%20Report%2004%2025%2013-Final.pdf, (参照 2017-01-10).

Mazzone, Jason. Copyfraud. Legal Studies Paper. 2005, vol. 81, p. 1026-1100.

- http://papers.ssrn.com/sol3/Papers.cfm?abstract\_id=787244, (参照 2017-01-10).
- Pekel, Joris. "Democratising the Rijksmuseum. Europeana Professional". 2014, 15p. <a href="http://pro.europeana.eu/files/Europeana Professional/Publications/Democratising%2">http://pro.europeana.eu/files/Europeana Professional/Publications/Democratising%2</a> <a href="http://pro.europeana.eu/files/Europeana">0the%20Rijksmuseum.pdf</a>, (参照 2017-01-10).
- Petri, Grischka. The Public Domain vs. the Museum: The Limits of Copyright and Reproductions of Two-dimensional Works of Art. Journal of Conservation and Museum Studies. 2014, vol. 12, no. 1, p. 1-12.
  - http://www.jcms-journal.com/articles/10.5334/jcms.1021217/, (参照 2017-01-10).
- Reese, R. Anthony. Photographs of Public Domain Paintings: How, If at All, Should We Protect Them?. The Journal of Corporation Law. 2009, vol. 34, no. 4, p. 1033-1058.
- Verwayen, Harry. et al. "The Problem of the Yellow Milkmaid: A Business Model Perspective on Open Metadata". Europeana Professional, 2011, 25p.
  - http://pro.europeana.eu/files/Europeana Professional/Publications/Whitepaper 2-The \_Yellow\_Milkmaid.pdf, (参照 2017-01-10).
- Vuopala, Anna. Assessment of the Orphan works issue and Costs for Rights Clearance. Europeana Comission DG Information Society and Media Unit E4 Access to Informatin. 2010, 47p.
  - http://www.ace-film.eu/wp-content/uploads/2010/09/Copyright anna report-1.pdf, (参照 2017-1-10).
- ジャンヌネー, ジャン・ノエル. Google との闘い: 文化の多様性を守るために. 佐々木勉訳. 岩波書店. 2007, 166p.
- ベンヤミン, ヴァルター. 複製技術時代の芸術. 佐々木基一編. 晶文社. 1999, 187p.
- 生貝直人. "デジタルアーカイブ論に向けた課題整理". 東京大学情報学環 DNP 学術電子コンテンツ研究寄付講座開設一年記念シンポジウム「産官学民の連携によるデジタル知識基盤の構築」. 東京, 2016/11/28, 東京大学情報学環.
- 石森秀三. 特別講演「多様化する社会とミュージアムの価値 日本のミュージアムは生き残れるか?」. 日本ミュージアム・マネージメント研究会会報. 2016, no. 78, vol. 21-1, p. 8-13.
- 江上敏哲. "「誰でも」とは誰か:デジタル・アーカイブのユーザーを考える". デジタル・アーカイブとは何か:理論と実践. 岡本真, 柳与志夫編. 勉誠出版, 2015, p. 27-47.
- 中野潔. 利用者による誤解の可能性を構造的に内包したコンテンツビジネスとその影響: ペイドパブリシティーの問題および文化財の著作権存在偽装の問題を中心として. 学術情報総合センター紀要・情報学研究. 2006, vol. 7, p. 23-43.
- 中山信弘. 著作権法. 第二版, 有斐閣, 2014, 689p.
- 水嶋英治. "博物館におけるデジタルアーカイブの動向". 文化・学術機関におけるデジタルアーカイブ等の運営に関する調査研究. 株式会社シー・ディー・アイ, 国立国会図書

- 館. 2010, p. 14-18.
- "Available Rights Statements". Euroepeana Professional.

  <a href="http://pro.europeana.eu/page/available-rights-statements">http://pro.europeana.eu/page/available-rights-statements</a>, (参照 2017-01-10).
- "Business Plan 2016: Creating Cultural Connections". Europeana Professional.

  <a href="http://pro.europeana.eu/files/Europeana">http://pro.europeana.eu/files/Europeana</a> Professional/Publications/europeana-bp-201 6.pdf, (参照 2017-01-10).
- "Definition of the Europeana Data Model v5.2.7". Europeana Professional.

  <a href="http://pro.europeana.eu/files/Europeana">http://pro.europeana.eu/files/Europeana</a> Professional/Share your data/Technical requirements/EDM\_Documentation//EDM\_Definition\_v5.2.7\_042016.pdf, (参照 2017-01-10).
- "Europeana Data Exchange Agreement". Europeana Professional.

  <a href="http://pro.europeana.eu/files/Europeana">http://pro.europeana.eu/files/Europeana</a> Professional/DEA/Data%20Exchange%20Ag reement.pdf, (参照 2017-01-10).
- "The Europeana Licensing Framework". Europeana Professional.

  <a href="http://pro.europeana.eu/files/Europeana">http://pro.europeana.eu/files/Europeana</a> Professional/Publications/Europeana%20Licensing%20Framework.pdf, (参照 2017-01-10).
- "The Europeana Public Domain Charter". Europeana Professional.

  <a href="http://pro.europeana.eu/files/Europeana">http://pro.europeana.eu/files/Europeana</a> Professional/Publications/Public%20Domain %20Charter%20-%20EN.pdf, (参照 2017-01-10).
- "Europeana Publishing Framework". Europeana Professional.

  <a href="http://pro.europeana.eu/files/Europeana">http://pro.europeana.eu/files/Europeana</a> Professional/Publications/Europeana Publishing Framework.pdf, (参照 2017-01-10).
- "Europeana Startegy 2015-2020". Europeana Professional.

  <a href="http://pro.europeana.eu/files/Europeana\_Professional/Publications/Europeana%20Strategy%202020.pdf">http://pro.europeana.eu/files/Europeana\_Professional/Publications/Europeana%20Strategy%202020.pdf</a>, (参照 2017-01-10).
- "Europeana Startegy 2015-2020: Impact". Europeana Professional. 2014, 20p. <a href="http://pro.europeana.eu/files/Europeana\_Professional/Publications/Europeana%20strategy%20impact.pdf">http://pro.europeana.eu/files/Europeana\_Professional/Publications/Europeana%20strategy%20impact.pdf</a>, (参照 2017-01-10).
- "ICOM 職業倫理規定(2004年 10月改訂版)". 日本博物館協会. 22p. <a href="https://www.j-muse.or.jp/icom/ja/pdf/ICOM\_rinri.pdf">https://www.j-muse.or.jp/icom/ja/pdf/ICOM\_rinri.pdf</a>, (参照 2017-01-10).
- "Jaarverslag 2010". Rijksmuseum.

https://www.rijksmuseum.nl/nl/organisatie/jaarverslagen, (参照 2017-01-10).

- "Jaarverslag 2011". Rijksmuseum.
  - https://www.rijksmuseum.nl/nl/organisatie/jaarverslagen, (参照 2017-01-10).
- "Jaarverslag 2012". Rijksmuseum.
  - https://www.rijksmuseum.nl/nl/organisatie/jaarverslagen, (参照 2017-01-10).

"Jaarverslag 2013". Rijksmuseum.

https://www.rijksmuseum.nl/nl/organisatie/jaarverslagen, (参照 2017-01-10).

"Jaarverslag 2014". Rijksmuseum.

https://www.rijksmuseum.nl/nl/organisatie/jaarverslagen, (参照 2017-01-10).

"Jaarverslag 2015". Rijksmuseum.

https://www.rijksmuseum.nl/nl/organisatie/jaarverslagen, (参照 2017-01-10).

- "TNM(東京国立博物館)イメージアーカイブ画像貸出利用規約・画像貸出利用料金表". TNM イメージアーカイブ. 7p. <a href="https://images.dnpartcom.jp/pdf/list\_TNM.pdf">https://images.dnpartcom.jp/pdf/list\_TNM.pdf</a>, (参照 2017-01-10).
- "デジタルアーカイブの連携に関する実務者協議会 中間報告". 2016, 29p. <a href="http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/digitalarchive kyougikai/jitumu/h28 chukanhokoku.pdf">http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/digitalarchive kyougikai/jitumu/h28 chukanhokoku.pdf</a>, (参照 2017-01-10).
- "独立行政法人国立文化財機構概要 平成 28 年度 (2016 年度) 日本語版". 独立行政法人国立文化財機構. <a href="http://www.nich.go.jp/wp/wp-content/uploads/2016/08/gaiyo2016.pdf">http://www.nich.go.jp/wp/wp-content/uploads/2016/08/gaiyo2016.pdf</a>, (参照 2017-01-10).
- "独立行政法人国立文化財機構年報 平成 26 年度 (2014 年度) 日本語版". 独立行政法人国立文化財機構. <a href="http://www.nich.go.jp/wp/wp-content/uploads/2016/08/nenpo2014.pdf">http://www.nich.go.jp/wp/wp-content/uploads/2016/08/nenpo2014.pdf</a>, (参照 2017-01-10).
- "博物館の原則:博物館関係者の行動規範". 日本博物館協会. 2014, 30p.

https://www.j-muse.or.jp/02program/pdf/2012.7koudoukihan.pdf, (参照 2017-01-10).

相澤英孝「判批」斎藤博 = 半田正夫編『著作権判例百選(第3版)』42頁,43頁(2001)。 北村行夫「判批」中山信弘ほか編『著作権判例百選(第4版)』26頁,27頁(2009)。 最高裁昭和59年1月20日第二小法廷判決民集38巻1号1頁。

知財高裁平成 18 年 3 月 29 日判決判タ 1234 号 295 頁。

東京地裁平成 10 年 11 月 30 日判決知的裁集 30 巻 4 号 956 頁。

Artize.net. <a href="https://www.artize.net/cgi-bin/Index.cgi">https://www.artize.net/cgi-bin/Index.cgi</a>, (参照 2017-01-10).

Europeana Collections. http://www.europeana.eu/portal/en, (参照 2017-01-10).

Europeana Professional. <a href="http://pro.europeana.eu/">http://pro.europeana.eu/</a>, (参照 2017-01-10).

e 国宝. http://www.emuseum.jp/, (参照 2017-01-10).

Google Arts & Culture. <a href="https://www.google.com/culturalinstitute/beta/?hl=ja">https://www.google.com/culturalinstitute/beta/?hl=ja</a>, (参照 2017-01-10).

Rijksmuseum. <a href="https://www.rijksmuseum.nl/">https://www.rijksmuseum.nl/</a>, (参照 2017-01-10).

Bridgeman Art Library, Ltd. v. Corel Corp., 36 F. Supp. 2d 191 (S.D.N.Y. 1999). <a href="https://www.law.cornell.edu/copyright/cases/36\_FSupp2d\_191.htm">https://www.law.cornell.edu/copyright/cases/36\_FSupp2d\_191.htm</a>, (参照 2017-01-10).

九州国立博物館. http://www.kyuhaku.jp/, (参照 2017-01-10).

京都国立博物館. http://www.kyohaku.go.jp/jp/, (参照 2017-01-10).

東京国立博物館. <a href="http://www.tnm.jp/">http://www.tnm.jp/</a>, (参照 2017-01-10).

奈良国立博物館. <a href="http://www.narahaku.go.jp/">http://www.narahaku.go.jp/</a>, (参照 2017-01-10).

文化遺産オンライン. <a href="http://bunka.nii.ac.jp/">http://bunka.nii.ac.jp/</a>, (参照 2017-01-10).